#### 主 文

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人らの負担とする。

#### 事 実

当事者の求めた裁判

控訴人ら

- 原判決中控訴人らに関する部分を取り消す。
- 被控訴人は、
- 控訴人全国税関労働組合神戸支部に対し、金五五〇万円及びこれに対する 昭和四九年六月二一日から支払ずみまで年五分の割合による金員、
- (二) その余の控訴人らに対し、別紙損害額一覧表中の各控訴人に対応する債権 総額欄記載の各金員及びこれに対する昭和四九年六月二一日から支払ずみまで年五 分の割合による金員

を各支払え。

- 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行の宣言
- 被控訴人
- 1 主文同旨
- 担保を条件とする仮執行免脱宣言

## 事案の概要

本件は、個人の各控訴人が、自己(ただし、訴訟承継をした各控訴人については その被承継人)が神戸税関の職員であった昭和三八年四月一日から昭和四九年三月 三一日までの間(この期間を以下「本件係争期間」又は「係争期間」という。) に、神戸税関長から、控訴人全国税関労働組合神戸支部(以下「控訴人組合」とい う。)の組合員であることを理由として、昇任、昇格、昇給につき不当な差別扱いを受け、これにより経済的、精神的損害を被ったとして、国家賠償法一条一項に基づき、本件係争期間中に生じた右損害の賠償を求め、また、控訴人組合が、その組合員(本件控訴をしなかった者も含む。)が右のような不当な差別扱いを受けたため、控訴人組合の団結権等を侵害され、これにより無形の(非財産的)損害を被ったより、国家賠償法一条一項に其づき、大場家の賠償されば、東京では たとして、国家賠償法一条一項に基づき、右損害の賠償を求めた事案である。 当事者の主張

一当事者の主張は、次のとおり(頁数は原判決の頁数を示す。)訂正、付加、削除するほか、原判決事実第二当事者の主張(原判決二七頁六行目から同一八七頁九行 目まで)のとおりであるから、これを引用する。

二七頁七行目から二八頁九行目までを次のとおり改める。

当事者等

税関は、大蔵省の地方機関で、輸出入通関業務、関税の徴収、外国旅行者 (-)の携帯品の検査等の業務を行っており、函館税関、東京税関、横浜税関、名古屋税 関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関及び沖縄地区税関がある。神戸税関は、兵庫県(ただし、伊丹市を除く。)、広島県、岡山県、鳥取県、鳥根県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県を管轄している。税関は、明治五年一一月二八日に発足し、田石一八年一一月に第二次世界大戦の激化により一時閉鎖されたが、昭和 二一年六月に再開された。

国家公務員である神戸税関長は、神戸税関の職員に対し、任命権者として、昇

任、昇格、昇給等を行う権限を有している。 (二) 控訴人組合は、沖縄を除く全国の税関に勤務する職員を対象として組織さ れている全国税関労働組合(以下「全税関」という。)の下部組織であり、神戸税

関に勤務する職員の一部で構成されている。 その余の控訴人ら(ただし、控訴人P1、同P2及び同P3を除く。)、P4、P5、P6 (以上の一二八名を以下「控訴人組合員等」という。)、P7、P8、P9、P10、P11、P12、P13、P14、P15、P16、P17、P18及びP19 (以上の一四一名 を以下「第一審原告組合員等」という。)は、本件係争期間中神戸税関に勤務して いた職員であり、その入関年月日及び資格(入関当時)等は別紙入関年月日及び資 格等一覧表記載のとおりである。

第一審原告組合員等は、本件係争期間中、控訴人組合に所属する組合員で

あった。

P4は昭和六三年三月二八日死亡したため、その妻である控訴人P1がP4の (四) 被控訴人に対する本訴請求債権を相続取得し、P5は平成三年八月三日死亡したた め、その妻である控訴人P2がP5の被控訴人に対する本訴請求債権を相続取得し、 P6は同年――月二―日死亡したため、その妻である控訴人P3がP6の被控訴人に対 する本訴請求債権を相続取得した。

2 三五頁七行目の「原告 P4」を「P4」と改める。 3 三六頁九行目の「以下「原告 P20」という」を「以下「原告 P20」ともいう」 と、同頁末行の「以下「P21」という」を「以下「P21」ともいう」と、三七頁一 行目の「持ち込ちこもう」を「持ち込もう」と、三八頁一行目の「これにより」を 「これより」とそれぞれ改める。

五五頁一行目から二行目にかけての「非組合員(原告組合員以外の職員、以下

- 同じ)」を「控訴人組合の組合員以外の職員」と改める。 5 六二頁七行目の「言うこと」を「言うことは」と、六六頁四行目の「在勤しいた」を「在勤していた」と、六七頁九行目の「常務船」を「乗務船」とそれぞれ改 める。
- 6 六九頁一一行目の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇」と改める。
- 七二頁七行目の「P23」を「控訴人P23」と、同頁一〇行目の「すんだが、同 7 時に同原告の」を「すんだ。しかし、当局は、同時に、控訴人P24に対してしてい た」とそれぞれ改める。
- 七五頁六行目の「関税局」を「大蔵省関税局(以下「関税局」ともいう。)」 8 と改める。
- 9 八七頁末行の「東京関税局」を「東京税関当局」と改め、同行の「排除す」の 次に「る」を加える。
- 10 九七頁三行目から四行目にかけての「甲第三一九号証の一の一ないし四の 一」を「甲第三一九号証の一ないし五の各一」と改める。
- 九九頁一行目の「関税当局」を「関税局」と、二行目の「本訴請求期間」を 「本件係争期間」とそれぞれ改める。 12 一〇四頁五行目の次に行を改めて次のとおり加える。
- 給与制度のしくみ

(1) 給与

税関職員の給与は、一般職の職員の給与等に関する法律(本件係争期間について は、昭和六〇年法律第九七号による改正前の同法、改正前の同法を以下「給与法」 という。)に基づいて支給される。右給与は、俸給と扶養手当、調整手当、住居手 当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、休日給及び夜勤手当等の各種 手当からなる。俸給は、他の手当の算定の基本となる。ただし、扶養手当、住居手 当及び通勤手当は、俸給とは関係なく一定額が支給される。

(2) 俸給

第一審原告組合員等の俸給は、給与法六条一項一号行政職俸給表別表第一イ行政 職俸給表(一)(以下「俸給表」という。)に基づいて決定される。俸給表は、等 級(前記改正後は級)と呼ばれる段階部分と各等級ごとに号俸と呼ばれる金額区分 からなっている。

給与法六条三項は、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを 俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は人事院が定める旨規定し、これを受けて人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)三条が右分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定 めている(第一審原告組合員等について適用されるのは、右規則別表第一イ行政職 俸給表(一)等級別標準職務表である。)なお、人事院は、各等級に定数を設ける ことができ(給与法八条一項、この定数を以下「等級別定数」という。)、等級別 定数は、組織ごとに、かつ、一般会計及び各特別会計ごとに、職名別に、指令で定 める (右規則四条一項)

右規則五条、六条は、等級別資格基準表に基づき、職員の職務の等級を決定する 場合に必要な資格の基準(試験、学歴、免許、一等級下位の職務の等級における在 級年数及び必要経験年数)を定めている。

俸給を基本とする諸手当の決定

調整手当(暫定手当)

調整手当(昭和四二年七月までは暫定手当と呼ばれた。)の性格は地域給であ る。昭和四二年七月までは、各俸給表の各等級号俸別に定められた定額に一定の支 給率を乗じて算出され、同年八月からは、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の 月額の合計額に一定の割合を乗じて算出される。

② 超過勤務手当

超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間 につき勤務一時間当たりの給与額の一〇〇分の一二五が支給される(給与法一六条)。勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額 の合計額に一二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五二を乗じたもので除して算出する(給与法一九条)。一週間の勤務時間は四四時間と定められている〔給与法一四条、人事院規則一五一一(職員の勤務時間等の基準)四条〕。

③ 期末手当

期間手当は、三月、六月及び一二月に支給され、その額は、俸給及び扶養手当の 月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に一定の割合(その割合は年に より改定される。)を乗じ、更に在職期間の区分に応じて定められた割合(通常は -〇〇分の一〇〇)を乗じて算出される。

④ 勤勉手当

勤勉手当は、六月及び一二月に支給され、その額は、俸給及びこれに対する調整 手当の月額の合計額に期間率及び成績率(その割合は年により改定される。)を乗 じて算出される。」

一〇四頁六行目の「(一)」を「(二)」と改める。

一〇七頁七行目の「運用通知」の次に「、以下の記述においては、昇任を右 ③の意味で使用する。」を加える。

15 一一二頁一二行目の「(二)」を「(三)」と改める。 16 一一五頁一行目の「昭和三八年」から同頁四行目の「同P25」までを「本件 係争期間中に第一審原告組合員等のうち四三名が主任等に昇任しているが、そのう ち昭和四五年までに昇任したのはP7と控訴人P25」と改める。

17 一一五頁一二行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と、同頁末行から 一一六頁一行目の「非組合員」を「控訴人組合に加入していない職員(本件係争期 間終了前に控訴人組合を脱退した者を含み、本件係争期間終了後に控訴人組合を脱退した者を含み、本件係争期間終了後に控訴人組合を脱退した者を含まない。以下「非組合員」という。)」と、同頁一行目から二行目にかけての「原告ら」を「第一審原告組合員等」と、同頁二行目の「後記」を「本件」と、同頁三行目から四行目にかけて及び同頁八行目の各「原告ら」をいずれも「第二年の日本の日本の日本であればる」という。 「第一審原告組合員等」とそれぞれ改める。

18 一一七頁五行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と改める。

一一八頁四行目から五行目にかけての「このように」の次に「昇格する場 合」を加え、同頁五行目、同頁六行目、同頁七行目及び同頁八行目の各「双子俸」をいずれも「双子号俸」と、同頁九行目から一〇行目にかけての「実質的昇給延伸を受けた」を「実質的に昇給延伸を受けたのと同じ」とそれぞれ改める。 20 一一八頁一一行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と、同頁同行目及び同頁一二行目の各「双子俸」をいずれも「双子号俸」とそれぞれ改める。

原判決別表二昇給・昇格等一覧表の昭和二五年高校組中の「〇〇〇〇」を 2 1 「〇〇〇〇」と、同表の昭和二六年六級組中のP4(一四番)の昇格欄の「三等級」 を「五等級」と、同表の昭和三八年初級組の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」とそれぞ れ改める(右各訂正後の同表を以下「本件昇給・昇格等一覧表」という。)。 22 ——九頁二行目から一二〇頁四行目までを次のとおり改める。

第一審原告組合員等の本件係争期間の開始時(昭和三八年四月一日)と終了 時(昭和四九年三月三一日)における等級号俸並びに本件係争期間中の特別昇給の 回数と年度、昇任の年度とその職名及び昇格の年度は、本件昇給・昇格等一覧表記 載のとおりである。

第一審原告組合員等と入関年度及び資格を同じくする非組合員標準者の本件係 争期間の開始時と終了時における等級号俸並びに本件係争期間中の特別昇給の回数 と年度及び昇任、昇格の年度は、本件昇給・昇格等一覧表記載のとおりである。 ウ 控訴人らは、非組合員のほぼ全員につき、本件係争期間の開始時と終了時における等級号俸並びに本件係争期間中の特別昇給の回数と年度及び昇任、昇格の年度 を追跡調査し、その実態を把握した上、第一審原告組合員等各自と入関年度及び資格を同じくする非組合員のグループごとに、その中で控えめに見ても標準的な取扱 いと評価できる等級号俸、特別昇給の回数と年度及び昇任、昇格の年度を設定し て、非組合員標準者としたものである。

第一審原告組合員等とそれに対応する非組合員標準者との本件係争期間の開始

時と終了時における等級号俸並びに本件係争期間中の特別昇給の回数と年度及び昇 任、昇格の年度を比較すると、神戸税関長が、本件係争期間中に、昇任、昇格、特 別昇給等において、第一審原告組合員等を差別して不利益に取り扱い、その結果、 本件係争期間の終了時には、第一審原告組合員等とそれに対応する非組合員標準者 との間で格差が生ずるに至っていることが明らかである。

その上、第一審原告組合員等のうちの多くの者は、本件係争期間終了時におい て、入関年度及び資格を同じくする非組合員のうちの最も等級号棒の低い職員と比較しても、低位の格付けを受けている。また、本件係争期間経過後、第一審原告組合員等と非組合員との間の昇任、昇格等における格差は一層拡大した。これらのことからしても、第一審原告組合員等が、本件係争期間中、昇任、昇格、特別昇給等 において差別的な不利益扱いを受けた結果、非組合員との間に格差が生じたことは 明らかである。」

23 一二〇頁六行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と、同頁一一行目の

「原告ら」を「控訴人組合員等」とそれぞれ改める。 24 一二一頁二行目の「原告ら」を「控訴人組合員等」と改め、同頁四行目の 「このうち」の次に「本件係争期間である」を加え、同頁五行目の「(これを「係 争期間」という。)」を削除する。

25 一二一頁九行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と、同頁一〇行目から一一行目にかけての「別表三等級号俸推移一覧表」を「別表三等級号俸推移表」 とそれぞれ改める。

26 原判決別表三等級号俸推移表中、

(一) 二枚目の三番目の表の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」と改める。 (二) 三枚目の二番目の表の年月欄の「47.7」に対応する標準者欄の「6一 12」を「5一9」と改め、右年月欄の次に「48.1」の年月欄を加え、これに 対応する原告欄に「6一9」を加え、年月欄の「48.7」に対応する原告欄の 「6-9」を削除する。

四枚目の四番目の表の年月欄の「47.6」を「47.7」と改め、年月 欄の「46.6」に対応する原告欄の「6一10」を削除し、年月欄の「46.

7」に対応する原告欄に「6-10」を加える。 (四) 五枚目の五番目の表の「(23番) P27」の次の「・(24番) P28・ (28番) P22」を削除し、同表の次に別表等級号俸推移追加表を加える。

(五) 六枚目の二番目の表の年月欄の「49.1」に対応する原告欄の「5-1 1」を「5一10」と、三番目の表の年月欄の「39.7」に対応する標準者欄の 「7-5」を「6-5」と、年月欄の「39.10」に対応する標準者欄の「6-5」を「6—6」とそれぞれ改める。

(六) 七枚目の五番目の表の年月欄の「48.1」を「48.7」と改める。 (七) 八枚目の一番目の表の年月欄の「40.7」に対応する標準者欄の「7-6」を「6-6」と改め、四番目の表の年月欄の「40.4」に対応する原告欄の 「7-7」を削除し、年月欄の「40.7」に対応する原告欄に「7-8」を加え る。

(八) 一〇枚目の二番目の表の年月欄の「40.4」に対応する原告欄の「7一 7」を削除し、年月欄の「40.7」に対応する原告欄に「7-7」を加える。 (九) 一三枚目の一番目の表の年月欄の「41.4」を「41.1」と改める。 (一○) 一五枚目の三番目の表の年月欄の「46.7」を「46.4」と改め、 三番目の表の年月欄の「48.7」に対応する原告欄に「6一6」を加え、四番目 の表の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」と改める。 (一一) 一六枚目の三番目の表の年月欄の「47.10」の次に「48.7」を

加える。

一七枚目の一番目の表の年月欄の「47.4」に対応する原告欄の「7 「6―8」を「7―8」と改める。

(一三) 一八枚目の一番目の表の年月欄の「46.10」の次に「47.4」の 年月欄を加え、これに対応する標準者欄に「6-4」を加える。

(一四) 一九枚目の一番目の表の年月欄の「47.7」を「47.10」と改

め、三番目の表の年月欄の「47.4」に対応する原告欄の「7-7」を削除し 年月欄の「47.7」に対応する原告欄の「6-4」を「7-7」と改め、年月欄の「47.7」の次に「48.4」の年月欄を加え、これに対応する原告欄に「6 一4」を加える。(原判決別表三等級号俸推移表に以上の訂正、付加、削除をした 表を以下「本件等級号俸推移表」という。)

27 一二二頁二行目、同頁五行目及び同頁五行目から六行目にかけての各「原告ら」をいずれも「控訴人組合員等」と、同頁七行目の「別表一損害額一覧表」を 「別紙損害額一覧表(以下「本件損害額一覧表」という。)中損失賃金相当額欄」 とそれぞれ改める。

28 一二二頁一〇行目及び一二行目の各「原告ら」をいずれも「控訴人組合員等」と改め、同頁末行の「人格権を侵害された。」の次に「その上、控訴人組合員等は、神戸税関長から、控訴人組合に所属していることを主たる理由として昇任、 昇格、昇給において差別されたことにより、団結権を不当に侵害された。」を加え、同行の「原告ら」を「控訴人組合員等」と、一二三頁一行目の「別表一損害額 -覧表」を「本件損害額一覧表」とそれぞれ改める。

二四頁三行目の「別表一損害額一欄表」を「本件損害額一覧表」と改め

二四頁――行目から同―二五頁五行目までを次のとおり改める。 3 0

「同(一)、(二)の事実は認める。(三)の事実は知らない。(四)の事実は認 める。」

3 1 二六頁末行の「七日」を「三〇日」と改める。

- -三〇頁一〇行目の「以下「P30」という」を「以下「P30」ともいう」と 3 2 改める。
- 3 3 一三三頁一行目の「ないといして」を「ないとして」と改める。

ー三三頁一〇行目の「一四一一〇」を「一四一〇」と改める。 一三八頁一〇行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と改める。 3 5

一三九頁六行目、同頁七行目、同頁九行目及び一四〇頁二行目の各「原告

ら」をいずれも「第一審原告組合員等」と改める。 37 一五二頁七行目の「〇〇〇」を「〇〇〇」と、一五三頁四行目の「P31課長」を「P31係長」と、一五四頁三行目から四行目にかけての「税関鑑査官」を 「関税鑑査官」とそれぞれ改める。

38 一五五頁末行の「〇〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇」と改める。

39 一六一頁二行目の「(八)」を「(ハ)」と、同頁三行目から四行目にかけての「甲第三一五号証の二の一ないし六の一」を「甲第三一五号証の二ないし六の 各一」とそれぞれ改める。

40 一六三頁二行目を次のとおり改める。

「(一) 同(一) の事実は認める。 (二) 同(二) (2) について」 4 1 一六三頁四行目の「国法上」を「国公法上」と改め、同頁五行目から六行目 にかけての「実施されていないこと、」の次に「昇任の定義が控訴人らの主張のと おりであること、」を加える。

一六四頁八行目の「昇格」を「昇任」と、同頁――行目から―二行目にかけ ての「二三条」を「三三条」とそれぞれ改める。 43 一六六頁一二行目を次のとおり改める。 「(三) 同(三)について」 44 一六七頁二行目の「原告ら」から同頁六行目の「格差の存在」までを「同

(2) アの事実は認めるが、イの事実は知らない。なお、被控訴人が右イの事実」 と、同頁八行目の「非原告職員」を「非組合員」とそれぞれ改める。

一六七頁末行の「原告ら」の前に「同(2)ウの事実は否認する。」を加え 4 5 る。

一六九頁二行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「同(2)工及びオのうち、第一審原告組合員等が、本件係争期間中、昇任、昇 格、特別昇給等において差別的な不利益扱いを受けたことは否認し、その余の事実 は知らない。」

一六九頁四行目の「原告」を「控訴人ら」と改める。 4 7

一六九頁末行の「原告ら」を削除する。 48

一七〇頁七行目の「原告ら」を「第一審原告組合員等」と改める。

一七一頁八行目の「また、」の次に「第一審原告組合員等の本件係争期間中 50

の昇給昇格状況は本件等級号俸推移表記載のとおりであることは認めるが、」を加 える。

-七五頁――行目、一七六頁末行及び一七七頁九行目の各「原告ら」をいず 5 1 れも「第一審原告組合員等」と改める。

52 一七七頁一二行目、同頁末行及び一七八頁一行目から二行目にかけての各「原告ら」をいずれも「控訴人組合員等」と改める。

53 一七八頁四行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「また、控訴人組合の被控訴人に対する神戸税関長の不法行為に基づく損害賠償 請求権は、仮にそれが存在したとしても、右不法行為が昭和四六年六月一一日以前

に成立したものであるとすると、既に時効により消滅している。」 54 一七八頁五行目の「右時効」を「右各時効」と改める。 55 一七八頁一〇行目から一一行目にかけての「原告ら」を「第一審原告組合員 等」と改める。

56 一七九頁三行目の「一環といして」を「一環として」と、同頁七行目の「リボン等」を「リボン着用等の」とそれぞれ改める。

57 一八〇頁一行目、同頁三行目、同頁四行目及び同頁六行目の各「原告ら」を いずれも「第一審原告組合員等」と改める。

58 一八○頁一○行目及び同頁一二行目の各「原告ら」をいずれも「第一審原告 組合員等」と改める。

59 一八四頁一行目及び同頁五行目の各「原告ら」をいずれも「控訴人組合員 等」と改める。

一八七頁二行目の「個人原告ら」を「第一審原告組合員等」と改める。 60 証拠関係

証拠関係は、原審及び当審記録中の書証目録及び証人等目録各記載のとおりで あるから、これを引用する。

既存の文書(現認書等)をコピーし、その一部を消除して作成され、乙号各証 として提出された書証に関する当事者の主張

被控訴人の主張

右乙号各証(以下「新文書」という。)の元になった文書(以下「原文書」という。)は、いずれも神戸税関の職員がその部下職員等の非違行為等を上司に報告す るために作成した現認書等の報告書である。原文書には、第一審原告等以外の職員についての記載も含まれているため、税関訟務官が原文書をコピーし、第一審原告 等以外の職員の氏名を消除して作成したのが新文書である。民事訴訟においては、 証拠能力を欠く文書は存在しないから、新文書も当然証拠能力を有するし、また、 新文書は、消除した部分以外の部分は、原文書を機械的にコピーしたものであるか ら、原文書と同等の証拠価値を有するといえる。 控訴人らの主張

新文書は、税関訟務官が原文書の重要部分を消除して新たに作成した文書であ り、元になった原文書とは何ら関係のない文書であるから、証拠能力が認められる べきではなく、また、原文書と同等の証拠価値も存するとはいえない。

玾

第一 当事者等について 一 税関、神戸税関及び神戸税関長

請求原因1(一)の事実は当事者間に争いがない。

- 控訴人組合及び控訴人組合員等を含む第一審原告組合員等
- 請求原因1(二)の事実は当事者間に争いがない。
- 弁論の全趣旨によって成立を認める甲第一一六ないし一五七号証、第一五九な 2 弁論の全趣首によって成立を認める甲第一一八ないし一五七号証、第一五九ないし二〇六号証、第二三一号証、第三〇〇号証、第三五五ないし三八七号証、第三八九ないし四〇五号証、控訴人P32、同P20(第一回)、同P33、同P34、同P35、同P36、同P37(第一回)、同P38、同P39、同P40、同P41、同P42、同P43(原審)、同P44、同P45、同P24、同P46及びP4の各本人尋問の結果によれば、控訴人P47は、昭和二六年四月に控訴人組合に加入したが、昭和二八年頃初 し、昭和四一年に再加入したこと、P14は、昭和三二年四月に控訴人組合に加入し たが、昭和三八年に脱退し、昭和四一年に再加入したこと、控訴人 P42は、昭和三 六年六月に控訴人組合に加入したが、昭和四〇年頃脱退し、昭和四一年一月に再加 入し、昭和四四年一月に再度脱退し、昭和四八年三月に再々加入したこと、控訴人

P24は、昭和三七年四月に控訴人組合に加入したが、昭和三八年一月に脱退し、昭 和四一年一二月に再加入したこと、控訴人P48は、昭和四一年に控訴人組合に加入 したこと、以上の五名は、控訴人組合に加入、再加入、再々加入した後本件係争期 間中控訴人組合に所属する組合員であったこと、その余の第一審原告組合員等は、 本件係争期間中、控訴人組合に所属する組合員であったことが認められる。

三 P4、P5及びP6の死亡とその相続

請求原因1(四)の事実は当事者間に争いがない。

出水が日本には、 二 本件訴訟が提起されるに至った背景について 当裁判所の本件訴訟が提起されるに至った背景についての認定は、次のとおり (頁数は原判決の頁数を示す。)付加、訂正するほか、この点についての原判決の 認定(原判決一八九頁一〇行目から同一九九頁八行目まで)のとおりであるから、 これを引用する。

1 一八九頁末行の「第九四号証」の次に「、第五五三号証」を加え、一九〇頁七 行目の「第七七号証」を「第七六号証」と改め、同行目から八行目にかけての「第 九二号の三ないしーー、」の次に「乙第七二号証の一、二、」を、同頁八行目の 「同P49」の次に「、同P50」をそれぞれ加える。 2 一九二頁で行目の「改善について当局と交渉し」を「改善を求める活動をし

(控訴人組合がこのような活動をしたことは当事者間に争いがない。)、当局との 交渉によって」と改める。

3 一九二頁六行目から七行目にかけての「出航の二四時間前」を「輸出貨物を積 み込もうとする船舶の出港日の前日の税関の執務時間内(なお、当該船舶の出港時 刻が午前である場合は、出港日の前日の午前の税関の執務時間内)」と、同頁八行目の「これを四八時間制」を「輸出申告を輸出貨物を積み込もうとする船舶の出港日の前々日の税関の執務時間内にさせるいわゆる四八時間制」とそれぞれ改める。 一九五頁九行目の「昭和四七年」を「昭和三七年」と改める。

一九六頁八行目の「以下」から同頁一〇行目の「行政職俸給表一を表す」まで を「以下において、等級号俸は俸給表のそれを表す」と改める。

一九八頁一〇行目の「昭和三八年」を「昭和四八年」と、一九九頁一行目の 「他の事業に関し」から同頁五行目末尾までを「全税関の組合員の状況とその他の労働者の状況との間での比較が可能な計数によってみれば、反組合的行為が行われたかのようにもみえる旨指摘し、理事会に対し、公共部門において反組合的な差別 待遇が行われないことを確保するため適当な措置をとるよう政府に要請することな どを勧告した。」とそれぞれ改める。

第三 昇任、昇格、昇給の制度の概要及び第一審原告組合員等と非組合員の昇任、 昇給の推移等について

税関職員の昇任、昇格、昇給の制度の概要

税関職員を含む国家公務員の給与制度のしくみが請求原因4(一)のとおりであ ることは当事者間に争いがなく、その昇任、昇格、昇給の制度の概要は、次のとおり(頁数は原判決の頁数を示す。)訂正、付加するほか、この点についての原判決 の記載(原判決二一四頁末行から同二二三頁四行目まで)のとおりであるから、こ れを引用する。

二一五頁一行目の「昇任とは」から同頁二行目の「任命することである」まで を「国家公務員の昇任は、人事院規則(以下「規則」という。)八一一二(職員の 任免)五条二号により定義されているが、同条は職階制の実施を前提としており、 これが実施されていない本件係争期間中においては、同規則八一条、人事院規則八 一二(職員の任免)の運用について(通知)(昭和四三年六月一日人事院事務総 長通達任企一三四四) 第五条および第八一条関係(2) により、「職員を昇格され ること、級別の定めのある官にある職員を上級の官に任ずることまたは職員を法令 その他の規定により公の名称の与えられている上位の官職に任命すること。」をい うものとされている(なお、前記のとおり、本判決においては、昇任を「職員を法 令その他の規定により公の名称の与えられている上位の官職に任命すること」の意

味で使用している。)」と改める。 2 二一五頁六行目の「昇任を含む」から同頁一二行目末尾までを「国公法三三条 一項は、「すべて職員の任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、 その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。」と 規定し、昇任を含む任用一般は成績主義によるべきである旨の根本基準を明らかに した。これを受けた同法三七条は、職員の昇任の方法につき、原則として、「その 官職より下位の官職の在職者の間における競争試験」による(一項)が、昇任すべ き官職の職務及び責任に鑑み、人事院が、当該在職者の間における試験によることを適当でないと認める場合においては、「当該在職者の従前の勤務実績に基く選考」によりこれを行うことができる(二項)旨規定している。そして、規則ハーーニ(職員の任免)九〇条一項、人事院規則ハーニニ(職員の任免)の運用について (昭和四三年六月一日人事院事務総長通達任企一三四四)第四二条、第四 五条および第九〇条関係によると、右規則八五条二項所定のいわゆる指定官職以外 の官職についての選考は、任命権者がその定める基準により行うものとされてい る。」と改める。

ニー六頁五行目の「弁論の全趣旨」を「証人P51の証言及び弁論の全趣旨」と 3 改める。

-六頁九行目から一〇行目にかけての「人事院規則(以下「規則」とい )」を「規則」と改め、二一七頁七行目の「国公法三三条一項」の次に「は、 前記のとおり、昇任を含む任用一般は成績主義によるべきである旨の根本基準を明 らかにしていること、同条項」を加え、同頁八行目の「勤務実績」を「従前の勤務 実績」と、同頁一〇行目の「所属庁長」を「所轄庁の長」とそれぞれ改め、同行目の「定期的に」の次に「勤務成績の」を、二一八頁二行目から三行目にかけての

「当然」の次に「職員の昇任の」をそれぞれ加える。 5 二一八頁六行目から二一九頁一二行目までを次のとおり改める。 「(一) 昇格とは、給与制度上、職員の職務の等級を同一の俸給表の上位の職 務の等級に変更することである(規則九一八第二条三号)。

(二) 俸給表、その等級の分類の基準、等級別定数、職員の職務の等級を決定す る場合に必要な資格の基準についての概要は、請求原因四(一)(2)記載のとお りである。

ちなみに、規則九一八別表第一イ行政職俸給表(一)等級別標準職務表による と、四等級に対応する標準的な職務として、「1 本省の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務、2 管区機関の課長、相当困難な業務を処理する課長補 佐又は特に困難な業務を分掌する係の長の職務、3 府県単位機関の相当困難な業 務を所掌する課の長の職務、4 地方出先機関の長又は特に困難な業務を所掌する 据の長の職務」が、五等級に対応する標準的な職務として、「1 本省又は管区機関の係長又は困難な業務を分掌する係において極めて高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する主任の職務、2 府県単位機関の相当困難な業務を分掌す る係の長又は困難な業務を分掌する係において極めて高度の知識若しくは経験を必 要とする業務を処理する主任の職務、3 地方出先機関の課長又は困難な業務を分 掌する係の長の職務、4 相当困難な業務を所掌する出張所等の長の職務」が掲げ られている。

昇格の要件は次の(1)ないし(5)のとおりである。 (三)

昇格させようとする職務の等級がその職務に応じたものであること(規則 九一八第二〇条一項)

- 等級別資格基準表に定めのある職務の等級に昇格させる場合は定められた (2) 資格(必要経験年数又は必要在級年数)を有していること(右規則二〇条一項二
- (3) 昇格前の職務の等級に二年以上在級していること(右規則二〇条三項)
- (4) 昇格させようとする職務の等級について定められた等級別定数の範囲内であること(給与法八条二項、右規則四条二項)
- 勤務成績が良好であることが明らかでなければならないこと〔人事院規則 九一八(初任給、昇格、昇等級の基準)の運用について(通知)(給実甲三二六) 第二〇条関係〕」
- 二二頁五行目の「職務成績」を「勤務成績」と、同頁八行目の「昇給期間」 を る。 「普通昇給期間」と、同頁九行目の「俸給額」を「俸給月額」とそれぞれ改め
- 7 -三頁二行目の「一年」を「以前一年間」と改める。

昇任、昇格、昇給の裁量性

当裁判所の税関職員を含む国家公務員の昇任、昇格、昇給の裁量性についての判 断は、次のとおり(頁数は原判決の頁数を示す。)削除、付加するほか、この点に ついての原判決の判断(原判決二二三頁六行目から同二二四頁――行目まで)のと おりであるから、これを引用する。

二三頁六行目の「(一)」を削除する。

「この点に関し、控訴人らは、神戸税関においては、昇任、昇格については、長期欠勤した等の特別な者を除き、年功序列的運用がなされてきたし、また、特別昇給についても、入関後五年を経過し通常の勤務をしている職員については、定数の枠内においておおむね順番に実施する運用がなされてきた旨主張する。しかしながら、税関職員を含む国家公務員の昇任、昇格、昇給は、前記のとおり、成績主義の根本基準に基づき、当該職員の能力、勤務実績等を総合勘案して決定されるできた。 質のものであるから、神戸税関長は、たとえ、昇任、昇格、昇給につき、従前の運用に対する。 質がなされていたとしても、そのような従前の運用に対することなく、その時々の神戸税関の管理運営上の必要性に応じて、職員の昇任、昇格、昇給についての裁量権を行使することができるというべきである。」 三 第一審原告組合員等と非組合員の昇任、昇格、昇給の推移等

1 第一審原告組合員等の昇任、昇格、昇給の推移等 第一審原告組合員等の入関年月日及びその資格(入関当時)等が、別紙入関年月日及び資格等一覧表記載のとおりであること、第一審原告組合員等の本件係争期間の開始時(昭和三八年四月一日)と終了時(昭和四九年三月三一日)における等級号俸、本件係争期間中の特別昇給の回数と年度、昇任の年度とその職名及び昇格の年度が、本件昇給・昇格等一覧表記載のとおりであること。第一審原告組合員等の

年度が、本件昇給・昇格等一覧表記載のとおりであること、第一審原告組合員等の本件係争期間中の昇給昇格状況が、本件等級号俸推移表記載のとおりであることは、当事者間に争いがない。

(一) 被控訴人の対応

神戸税関の職員の任命権者である神戸税関長が非組合員の等級号俸、昇任、昇給等を明らかにする資料を有していることは明白であるところ、被控訴人は、非組合員の等級号俸、昇任、昇給等について明らかにすることは、人事制度の円滑な運用に支障を来すばかりではなく、国公法上の守秘義務に反することになるとして、これを明らかにしない。しかしながら、被控訴人が非組合員の等級号俸、昇任、昇給等について明らかにすることを拒む右根拠には相当の理由があるので、被控訴人の右の訴訟上の対応が違法、不当であるとはいえない。

(二) 証拠資料とその正確性

非組合員の入関年度及びその資格、本件係争期間の開始時と終了時における等級 号俸、本件係争期間中及びその後の昇任、昇格、昇給等の推移に関する証拠とし て、控訴人らの提出した次の各書証がある。

(1) 甲第二一二号証

、昭和二五年高校組(昭和二五年中に高校卒業の資格で入関した者、以下、同様の表示をする。)の昭和三七年から昭和五九年までの役職、等級、職場の変遷を記載した一覧表

(2) 甲第二二一号証

昭和二六年六級組(昭和二六年中に六級職の資格で入関した者)の昭和三五年八 月一日から昭和五七年八月一〇日までの役職の変遷を記載した一覧表

(3) 甲第二三〇号証

昭和二八年高校組の昭和四三年一二月一日から昭和六〇年八月一日までの役職、 等級、職場の変遷を記載した一覧表 (4) 甲第二三三号証

昭和三七年初級組(昭和三七年中に初級職の資格で入関した者、以下、同様の表示をする。)の昭和四九年七月一日から昭和六〇年七月一日までの役職、等級、職場の変遷を記載した一覧表(この表には、昭和三九年一月に中級職に任用換えになった者も含まれている。)

(5) 甲第二四一号証

昭和二六年高校組の昭和三九年から昭和六〇年までの役職、等級を記載した一覧表

(6) 甲第二五六号証

昭和二七年四級組(昭和二七年中に四級職の資格で入関した者、以下、同様の表示をする。)及び同年高校組の昭和四〇年から昭和六一年までの役職、等級(昭和六〇年七月の給与法改正後は級、以下同じ。)、職場の変遷を記載した一覧表

(7) 甲第二七四号証

昭和三四年初級組及び同年高校組の昭和四八年一〇月現在の等級号棒、昭和四九年七月から昭和六二年五月までの役職、等級、職場の変遷を記載した一覧表

(8) 甲第二七五号証

昭和三四年初級組及び同年高校組の昭和三八年四月から昭和四九年三月までの等級号棒の推移及び特別昇給の回数を記載した一覧表

(9) 甲第二七九号証

昭和三二年四級組及び同年高校組の昭和四六年八月一日から昭和六一年八月一日までの役職、等級、職場の変遷を記載した一覧表

(10) 甲第二八四号証

昭和三五年初級組及び同年高校組の昭和三八年から昭和六二年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(11) 甲第二九一号証

昭和三六年初級組の昭和三六年から昭和六二年までの役職の変遷及び等級号棒の推移(ただし、号棒は昭和四一年から昭和四九年まで)を記載した一覧表

(12) 甲第二九六号証

昭和三七年初級組の昭和六一年七月一日と昭和六二年七月一日の役職及び級を記載した一覧表

(13) 甲第三三四号証

昭和二四年旧中、高校組(昭和二四年中に旧制中学又は高校卒業の資格で入関した者)の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷を記載した一覧表

(14) 甲第三三五号証

昭和二五年五級組(昭和二五年中に五級職の資格で入関した者、以下、同様の表示をする。)の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(15) 甲第三三六号証

昭和二五年中学組(昭和二五年中に中学卒業の資格で入関した者、以下、同様の表示をする。)の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(16) 甲第三三七号証

昭和二六年五級組及び同年旧専組(昭和二六年中に旧制専門学校卒業の資格で入関した者)の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(17) 甲第三三八号証

昭和二八年五級組及び昭和三〇年四級組の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表(18) 甲第三三九号証

昭和三三年初級組及び同年高校組の昭和三八年から昭和六二年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(19) 甲第三四〇号証

昭和三六年高校組の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(20) 甲第三四一号証

昭和三七年高校組の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(21) 甲第三四二号証

昭和三八年初級組の昭和三八年から昭和六三年までの役職、等級、職場の変遷及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(22) 甲第五五四号証

入関年度、資格別に、第一審原告組合員等及び非組合員の昭和三九年から平成五年までの役職、等級の変遷並びに昭和三八年四月一日及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒を記載した一覧表

(23) 甲第六四七号証、第六五二号証

いずれも甲第五五四号証の内容を訂正した文書

控訴人P32、同P33、同P34、同P35、同P36、同P37(第一ないし三回)、同P39、同P40、同P43(原審、当審)、同P44、同P46及びP4の各本人尋問の結果によれば、控訴人組合は、昭和四七年後半から、本件訴訟を提起する準備にとりかかり、その一つとして第一審原告組合員等と非組合員との昇任、昇格、昇給差別の実態を明らかにするため、非組合員の昇任、昇格、昇給の推移につき調査を始めたこと、右(1)ないし(21)の各書証は、控訴人組合が原審の段階でその調査の結果をまとめて作成したものであり、右(22)及び(23)の各書証は、控訴人組合が、従前の調査結果を整理し、かつ、原判決後の調査に基づいて訂正を加えた上、作成したものであることが認められるところ、右各書証の内容の正確性に関しては、次の各点を指摘することができる。

- (1) 成立に争いのない甲第一〇〇、一〇一号証、第一〇二号証の一ないし五七、控訴人P37の本人尋問の結果(第一回)及び弁論の全趣旨によれば、神戸税関においては、毎年一回、職員録が発行されており、これには全職員の氏名、職場、役職が記載されていること、職員の人事異動の内容(新旧の職場及び役職名)は、神戸税関の発行する広報紙に記載されることが認められる。このことからすると、控訴人組合において、神戸税関の職員のうち誰が非組合員であるか、非組合員が何年に昇任したかを調査することは容易であるといえるから、この点についての調査結果は十分信用することができる。
- (2) 控訴人P37の本人尋問の結果(第一回)により成立を認める甲第一〇四号証の一ないし三九五、第一〇五号証の一ないし四、第一〇六号証の一ないし二七、語人P52の証言、控訴人P37の本人尋問の結果(第一、二回)によれば、昭和三七年後半になって脱退者が相次ぐようになるまでは、部長及び一部の課長を除ては必要に応じて所属する組合員の入関年度や入関資格の調査をしていたことが認める。また、昭和三八年に誰が入関したかについては、職員録や神戸税関の広報へある。また、昭和三八年に誰が入関したかについては、職員録や神戸税関の広報、を調査すれば、容易に知ることができるし、控訴人P37の本人尋問の結果(第一を調査すれば、その者の入関資格についても職場の同僚や同期入関者の調査を調査を調査すれば、その者の入関資格についても職場の同僚や同期入関者を調査を認められる。このことからすると、控訴人P37の本人尋問の結果において、昭和三八年までに入関した非組合員の入関年度及びその資格を調査といる。といえるから、この点についての調査結果は十分信用することは容易であるといえるから、この点についての調査結果は十分信用することできる。
- (3) 前掲甲第一〇〇、一〇一号証、控訴人P37の本人尋問の結果(第一回)によれば、神戸税関の職員録には、昭和四三年度までは、職員の等級が記載されていたが、昭和四四年度からは記載されなくなったことが認められる。このことからると、控訴人組合において、非組合員の昭和四三年度までの等級の推移を調査ことは容易であるといえるから、この点についての調査結果は十分信用することは容易であるといえるから、この点についての調査結果は十分信用することできる。また、前記のとおり、昭和三七年後半までは、神戸税関の職員のほぼ全員が控訴人組合に所属していたものであるところ、前掲甲第一〇四号証の一ないと三九五、第一〇五号証の一ないし四、第一〇六号証の一ないし二七、控訴人P37の本人尋問の結果(第一、二回)によれば、控訴人組合は、所属する組合員の昇格と、計算の昭和三八年四月一日現在の等級号棒についての調査結果は、信用するに足りるといえる。
- (4) ところで、控訴人P37は、その本人尋問(第一ないし三回)において、非組合員の昭和四四年以降の等級の推移及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒については、主として非組合員本人などから聞き取る方法で、それ以外にも、職員の等級号棒の記載のある神戸税関長作成の人事異動連記通知書(甲第一〇三号証)や職員配置表(甲第一〇七号証の一ないし五)などを確認する方法で調査した旨供述する。しかしながら、後記のとおりの控訴人組合の分裂や神戸税関労組の結成の経

緯からして、控訴人組合のした右聞き取り調査につき、控訴人組合を脱退し神戸税 関労組に加入した非組合員の協力が得られたとは考え難いことや、神戸税関当局 は、控訴人組合が、昭和四二年に、その調査した非組合員の等級号棒を公表し、 れに対し神戸税関労組が抗議をしたことがあったことなどから、次第に、職員の等 級号棒についての情報の秘匿に意を用いるようになったこと〔この事実は、成立に 争いのない乙第九五、九六号証、控訴人P37の本人尋問の結果(第一回)及び弁論 の全趣旨によって認められる。ちなみに、控訴人らが提出している人事異動連記通知書(甲第一〇三号証)は、昭和四四年一〇月一日付けのものであり、職員配置表 (甲第一〇七号証の一ないし五) は、昭和四一年九月一日現在、昭和四二年一〇月 - 日現在、昭和四三年一月一日現在、同年七月一日現在及び昭和四四年一月一日現 在のものである。〕に照らすと、右供述を直ちに採用することはできず、非組合員 の昭和四四年以降の等級の推移及び昭和四九年三月三一日現在の等級号棒について の控訴人組合の調査結果には、推測の域をでない部分が多数混入していることが窺 われるので、その正確性には疑問が残るといわざるを得ない〔ただし、控訴人P 20 (第一回)及び同P43 (当審)の各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれ ば、神戸税関においては、本件係争期間当時、最初の役付である主任相当職に昇任した者は、原則としてその後一年ないし二年以内に五等級に昇格させ、課長相当職 (職名としては課長、統括審査官、統括調査官、支署長、統括上席官等がある。) には、四等級以上の者を充てる運用がされていたことが認められるので、右運用を 前提とした推測には、その限りにおいて合理性があるといえる。〕

(三) 非組合員の人数、本件係争期間開始時現在の等級号棒並びに主任相当職へ の昇任及び五等級への昇格の各年度等

正確性について指摘した右の各点を考慮すると、右各書証(特に、最新の調査結果に基づき作成された甲第五五四号証、第六四七号証、第六五二号証)によって、非組合員の人数、本件係争期間開始時現在の等級号棒並びに主任相当職への昇任及び五等級への昇格の各年度等につき、次の事実を認めることができるが、これによって、右認定以上の非組合員の昭和四四年以降の正確な等級の推移及び昭和四九年三月三一日現在の正確な等級号棒について明らかにすることはできず、他にこれを明らかにするに足りる証拠はない。なお、昭和三二年三級組(昭和三二年中に三級職の資格で入関した者)、昭和三三年中級組及び同年中学組の非組合員の存在を認めるに足りる証拠はない。

- (1) 昭和二四年旧中、高校組
- ① 人数 四八名
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒

六等級六号棒が一名、六等級五号棒が三九名、六等級四号棒が四名、七等級七号棒が二名、七等級六号棒が二名。

③ 主任相当職に昇任した年度

昭和三九年七名、昭和四〇年一一名、昭和四一年二二名、昭和四二年二名、昭和四四年ないし四八年各一名、昭和五〇年一名。

④ 五等級に昇格した年度

昭和四〇年三名、昭和四一年一二名、昭和四二年一三名、昭和四三年一三名。その余の七名(主任相当職に昭和四二年に昇任した者一名及び昭和四四年以降に昇任した者六名)は、昇任年の二年後位までには昇格した。

- ⑤ 本件係争期間終了時までに一名が課長相当職に、三名が課長補佐相当職に昇任 した。
  - (2) 昭和二五年五級組

人数は九名。昭和三八年四月一日現在の等級は、五等級が五名、六等級が四名。 六等級の四名は、昭和三九年から昭和四二年にかけて毎年一名ずつ五等級に昇格した。本件係争期間終了時までに、八名が課長相当職に昇任し、四等級以上に昇格した。

- (3) 昭和二五年高校組
- ① 人数 五五名(他に出向した者を除く。)
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒六等級五号棒が二名、七等級七号棒が五〇名、七等級六号棒が二名、七等級五号棒が一名。
- ③ 主任相当職に昇任した年度 昭和三九年一名、昭和四〇年一名、昭和四一年二四名、昭和四二年一八名、昭和四三年六名、昭和四四年四名、昭和四五年一名。

④ 五等級に昇格した年度

昭和四二年一名、昭和四三年三一名。その余の二三名(主任相当職に昭和三九年に昇任した者一名、昭和四一年に昇任した者二名、昭和四二年に昇任した者九名、 昭和四三年以降に昇任した者一一名)は、一名を除き、昇任年の二年後位まで(昭 和三九年及び昭和四一年に昇任した者については昭和四四年あるいはその後のこれ に近い時期まで)には昇格した。

昭和二五年中学組 (4)

① 人数 四名 ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が七等級四号棒。

③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四六年三名、昭和四七年一名。 五等級に昇格した年度

- ① 人数 一八名
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒 四等級(号棒は不明)が五名、五等級五号棒が一三名。
- 課長相当職に昇任した年度

- 昭和三九年一〇名、昭和四〇年五名、昭和四二年二名、不明一名。 ④ 本件係争期間開始現在の等級が五等級であった者が四等級に昇格した年度 昭和三九年六名、昭和四〇年五名、昭和四二年二名。
- (6) 昭和二六年五級組 ① 人数 一二名
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 六等級七号棒が一名、六等級六号棒が一一名。
- 主任相当職に昇任した年度

昭和三八年以前一名、昭和三九年四名、昭和四〇年三名、昭和四一年一名、昭和 四二年一名、不明一名。

④ 五等級に昇格した年度

昭和三九年一名、昭和四〇年二名、昭和四一年七名、昭和四三年一名。

(7) 昭和二六年旧専組

人数 一名

- 本件係争期間開始時現在の等級号棒 六等級五号棒
- ③ 主任相当職に昇任した年度 昭和四二年
- ④ 五等級に昇格した年度

昭和四四年あるいはその後のこれに近い時期

- 昭和二六年高校組 (8)
- ① 人数 一二〇名
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒

七等級七号棒が六名、七等級六号棒が一〇五名、七等級五号棒が六名、七等級四 号棒が三名。

③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四〇年一名、昭和四一年八名、昭和四二年二九名、昭和四三年五二名、昭和 四四年二六名、昭和四五年二名、昭和四六年二名。

④ 五等級に昇格した年度

昭和四二年一名、昭和四三年一二名。その余の一〇八名(主任相当職に昭和四一 年に昇任した者五名、昭和四二年に昇任した者二〇名、昭和四三年以降に昇任した者八二名)は、昇任年の二年後位まで(昭和四一年に昇任した者については昭和四 四年あるいはその後のこれに近い時期まで)には昇格した。

- (9) 昭和二七年四級組
- ① 人数 二名 ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒
  - 二名とも七等級六号棒
- ③ 主任相当職に昇任した年度
  - 二名とも昭和四六年

- ④ 五等級に昇格した年度 名とも昇任年の二年後位までには昇格した。
  - (10)昭和二七年高校組
- 六二名 人数
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 七等級五号棒が六〇名、不明二名。
- ③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四三年三名、昭和四四年二九名、昭和四五年一五名、昭和四六年九名、昭和 四七年二名、昭和四八年二名。昭和四九年二名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

(11) 昭和二八年五級組

① 人数 二名

- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒
  - -名とも六等級五号棒
- 主任相当職に昇任した年度
  - ニ名とも昭和四一年
- ④ 五等級に昇格した年度

**-**名とも昭和四三年

- 昭和二八年高校組 (12)
- ① 人数 六六名 ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒
- 七等級五号棒が四一名、七等級四号棒が二五名。<br/>
  ③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四三年一名、昭和四四年一名、昭和四五年二九名、昭和四六年三〇名、昭和 四七年三名、昭和四八年二名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

- (13) 昭和三〇年四級組
- 四名 人数
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒

全員が七等級四号棒

主任相当職に昇任した年度

昭和四四年一名、昭和四六年二名、昭和四七年一名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

- (14) 昭和三二年四級組
- 三七名
- ① 人数 三七名 ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒

全員が七等級一号棒

主任相当職に昇任した年度

昭和四六年一名、昭和四七年一七名、昭和四八年一九名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

- (15) 昭和三二年高校組
- 三名 人数
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が八等級七号棒
- 主任相当職に昇任した年度

全員が昭和四八年

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

- 昭和三三年初級組 (16)
- 一三名 (1) 人数
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 八等級七号棒が九名、八等六号棒が四名。
- ③ 主任相当職に昇任した年度 昭和四八年一二名、昭和四九年一名。

- ④ 五等級に昇格した年度 昇任年の二年後位までには昇格した。
  - (17) 昭和三三年高校組
- 人数 一五名
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が八等級五号棒
- ③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四八年五名、昭和四九年九名、昭和五一年一名。

④ 五等級に昇格した年度 昇任年の二年後位までには昇格した。

昭和三四年初級組 (18)

二一名 ① 人数

本件係争期間開始時現在の等級号棒

八等級六号棒が一八名、八等級五号棒が三名。

③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四九年一八名、昭和五〇年二名、不明一名。

五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

昭和三四年高校組 (19)

人数 五名

- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が八等級四号棒
- ③ 主任相当職に昇任した年度

全員が昭和四九年

- ④ 五等級に昇格した年度 昇任年の二年後位までには昇格した。
  - (20)昭和三五年初級組
- 1) 人数 九名
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が八等級五号棒
- 主任相当職に昇任した年度
- 昭和四九年八名、昭和五〇年一名。 五等級に昇格した年度
- 昇任年の二年後位までには昇格した。

(21) 昭和三五年高校組

- ① 人数 一六名
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒
- 八等級四号棒が五名、八等級三号棒が一一名<br/>
  ③ 主任相当職に昇任した年度

昭和四九年二名、昭和五〇年一二名、昭和五一年二名。

五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

(22) 昭和三六年初級組

1) 人数 二七名

本件係争期間開始時現在の等級号棒

全員が八等級四号棒

主任相当職に昇任した年度

昭和四九年一名、昭和五〇年二四名、昭和五一年一名、昭和五二年一名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

- (23) 昭和三六年高校組
- 人数
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が八等級三号棒
- ③ 主任相当職に昇任した年度

昭和五〇年一〇名、昭和五一年一一名、昭和五二年一名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

- (24) 昭和三七年初級組
- 三二名 1) 人数
- 本件係争期間開始時現在の等級号棒

全員が八等級三号棒

主任相当職に昇任した年度

昭和五〇年一〇名、昭和五一年二一名、昭和五二年一名。

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

(25) 昭和三七年高校組

1) 人数 一〇名

② 本件係争期間開始時現在の等級号棒 全員が八等級一号棒

主任相当職に昇任した年度

昭和五一年三名、昭和五二年六名、残りの一名は昭和五〇年ころ退職。

五等級に昇格した年度 昇任年の二年後位までには昇格した。

(26) 昭和三八年初級組

1) 人数 二八名

本件係争期間開始時現在の等級号棒

全員が八等級二号棒 主任相当職に昇任した年度

昭和五一年七名、昭和五二年一五名、昭和五三年三名、昭和五四年二名、未昇任 -名<u>。</u>

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

昭和三九年中級組

- 二名(ただし、昭和三七年に初級職の資格で入関し、昭和三九年に中級 (1) 人数 職に任用換えになった者)
- ② 本件係争期間開始時現在の等級号棒

名とも八等級三号棒

③ 主任相当職に昇任した年度

名とも昭和五〇年

④ 五等級に昇格した年度

昇任年の二年後位までには昇格した。

特別昇給の回数

証人P52、同P51の各証言、控訴人P20の本人尋問の結果(第一回)及び弁論の 全趣旨によれば、神戸税関では、本件係争期間中、八等級の職員(高卒の職員の場 合は、入関後六年間八等級である。)については、原則として、勤務成績が特に良好であることを理由とする特別昇給をさせず、その余の職員については、非違行為 があるなど特に勤務成績に問題のある職員を除いて、概ね順番に定数(昭和四三年 度までは定員の一〇パーセント、昭和四三年度以降は定員の一五パーセント)の枠 内で右の特別昇給をさせる運用がなされていたことが認められる。この事実による と、非違行為があるなど特に勤務成績に問題のある職員以外の昭和三八年までに入 関した非組合員の多くは、本件係争期間中に、少なくとも一回は右の特別昇給をしていることを推認することができる。

本件係争期間終了時における第一審原告組合員等と非組合員との給与格差の存 否

右三で検討した第一審原告組合員等と非組合員との昇任、昇格、昇給の推移等を比較し、本件係争期間中の第一審原告組合員等とこれと同年同資格入関の非組合員 (なお、昭和三二年三級組、昭和三三年中級組及び同年中学組の非組合員の存在は 前記のとおりこれを認めるに足りない。)の昇任、昇格、昇給等を、集団的、全体的に対比した場合の特徴を検討すると、次の各点を指摘することができる(なお、 第一審原告組合員等各自とその比較対象者との個別的格差については、後に検討す る。)

本件係争期間開始時における等級号棒については、第一審原告組合員等は、特 に入関年度の古い者の中に非組合員より低い処遇を受けている者が見受けられる (個別的検討は後にする。) が、おおむね非組合員と同程度の処遇を受けていた。

昭和三〇年以前に入関した第一審原告組合員等は、昭和二五年中学組を除き、

本件係争期間終了時までに主任相当職に昇任し、少数の例外はあるものの、昇任年の一、二年後までに五等級に昇格した(昭和二六年六級組のP4は昭和四七年に四等級に昇格した。)。しかし、その昇任、昇格は、一部に同年同資格入関の非組合員のうちの最も昇任、昇格の遅い者のそれと同時期あるいはそれよりも早い時期(ただし、同年同資格入関の非組合員の半数以上が昇任、昇格した年よりも遅い。)になされたものもあるが、多くは、同年同資格入関の非組合員のうちの最も昇任、昇格の遅い者の昇任、昇格の時期より遅く、非組合員の半数以上が昇任、昇格した年より二ないし七年遅い(P4は、同年同資格入関の非組合員のうちの最も四等級への昇格が遅い者より五年遅く昇格した。)。

昇格が遅い者より五年遅く昇格した。)。 3 昭和二五年中学組及び昭和三二年以降に入関した第一審原告組合員等は、昭和 二五年中学組の一人、昭和三三年中学組及び昭和三八年初級組の一人(退職)を除いて、本件係争期間終了時より後に主任相当職に昇任し、少数の例外はあるものの、昇任年の一、二年後までに五等級に昇格した。しかし、その昇任、昇格の時期は、一部の例外を除き、同年同資格入関の非組合員のうちの最も昇任、昇格の遅い者の昇任、昇格の時期と同じかこれより遅い(なお、昭和三二年四級組及び同年高校組の非組合員は全員が昭和四八年までに主任相当職に昇任し、昭和三三年初級組の非組合員も一名を除き昭和四八年までに主任相当職に昇任した。)。

4 本件係争期間中、非組合員の多くは少なくとも一回は特別昇給しているのに、 第一審原告組合員等のうち特別昇給したのは、控訴人P53、同P54、P55、同P 57、同P42及びP7のみである。

石の指摘の各点に鑑みると、昭和三〇年以前に入関した第一審原告組合員等並びに昭和三二年四級組、同年高校組及び昭和三三年初級組の第一審原告組合員等は、本件係争期間終了時、集団的、全体的にみて、これと同年同資格入関の非組合員、に比較し、給与(等級号棒)上劣位に処遇されていたことは明らかであるといえる。本件係争期間終了時に指摘した特別昇給したものの数(右の第一審原告組合員等も、右に指摘した特別昇給したものの数(右の第一審原告組合員等のうちでは、控訴人P42のみである。)、本件係争期間終了時以降の昇任、昇格にのいての処遇状況に鑑みれば、本件係争期間終了時においても既に、集団的、全体的にみて、これと同年同資格入関の非組合員に比較し、給与(等級号棒)上劣位に別遇されていたことを推認することができる。したがって、集団的、全体的にみて、本件係争期間終了時において、第一審原告組合員等と非組合員との間に給与格差が存在したといえる。

第四 昇任、昇格、昇給についての裁量権の濫用と不法行為の成否について 一 同一年度に同一資格で入関した職員の間で等級号棒に差異が生ずる原因

税関職員の昇任、昇格、昇給の制度の概要が前記のとおりであることに、証人P51の証言、控訴人P37の本人尋問の結果(第一回)及び弁論の全趣旨を総合すれば、同一年度に同一資格で入関した職員の間で等級号棒に差異が生ずる原因としては次のような事由がありうることが認められる。

1 昇任の遅れ

六等級から五等級へ、五等級から四等級へ昇格するためには、規則九一八別表第一イ行政職俸給表(一)等級別標準職務表に五等級あるいは四等級の職務として掲げられた職務に昇任しなければならない。したがって、昇任の遅れは昇格の遅れに直結する。

2 普通昇給の時期の遅延(昇給延伸)

昇給期間を良好な成績で勤務したとの証明が得られない者又は勤務成績についての証明が得られないものとして取り扱われる者(病気休暇等によるものと懲戒処分によるものとがある。)は、現に受けている号棒を受けたときから昇給期間を経過しても一号棒上位の号棒に昇給しない。

- 3 特別昇給の有無
- 4 双子号棒からの昇格

双子号棒以外から昇格した場合と比較して、三月ないし一二月昇給が遅れる。

5 採用時期(月日)の相異

昇給時期は、毎年一月一日、四月一日、七月一日及び一〇月一日であるところ、 新採用者の最初の昇給時期は、採用時点から昇給期間に達した日が右昇給時期でな いときには、その日以降の最初の昇給時期となる。

6 前歴加算及び上位資格の取得

新たに採用された者が民間等の経験を有する場合、初任給を上位に決定することができる(規則九一八第一五条)。また、職員が在職中に上位の資格を取得した場

合、その資格によって受けられる初任給が現在の号棒よりも上位であるときは、そ の者の号棒を当該上位資格の初任給の号棒に決定することができる(規則九一八第 四三条)。

- 俸給表改正時の切替え
- 八等級から七等級に昇格する際の短縮措置

勤務成績が特に良好である職員については、昇格につき等級別資格基準表に定め 動物成績が特に良好でめる職員については、非俗につき等級が員格基学表に足める必要経験年数又は必要在級年数を一定の限度で短縮することができることとされている(規則九一八第二〇条)ところ、神戸税関においては、昭和三七年ころから、八等級から七等級への昇格に際し、八等級七号棒に昇給後六か月経過した時点で、右軍数を短縮して七等級十号棒に昇格させる運用がなされていた。したがって、右軍数を短縮して七等級十号棒に昇格させる運用がなされていた。したがって て、右運用のとおり昇格した者とそうでない者との間には給与上の差異が生じる。 裁量権の濫用と不法行為の成否

控訴人らは、神戸税関長が、本件係争期間中に、昇任、昇格、特別昇給等にお いて、第一審原告組合員等を差別して不利益に取り扱い(その手段としては、昇格 につながる昇任を遅らせ、双子号棒の上位になるまで同一号棒に留め、昇格期間に ついての短縮の措置を行わないなどして昇格を遅らせたり、普通昇給の延伸や特別 昇給をさせない方法が用いられた。)、その結果、本件係争期間終了時には、第一審原告組合員等とそれに対応する同一年度に同一資格で入関した非組合員標準者と の間で格差が生ずるに至っているし、しかも、第一審原告組合員等のうちの多くの 者は、本件係争期間終了時において、入関年度及び資格を同じくする非組合員のうちの最も等級号棒の低い職員と比較しても、低位の格付けを受けている旨主張す る。

当裁判所の国家公務員の昇任、昇格、昇給についての裁量権の濫用と不法行為 の成否についての判断は、次のとおり(頁数は原判決の頁数を示す。)訂正、削 除、付加するほか、この点についての原判決の判断(原判決二二六頁末行)から同 二三〇頁七行目までのとおりであるから、これを引用する。

(一) 二二六頁末行の「このように」を「前記のとおり」と改める。 (二) 二二七頁三行目の「唯一の」を削除し、同頁四行目の「差異がないのに) として」の次に「、控訴人ら主張の方法を用いて」を加え、同頁六行目から七行目 にかけての「昇給、昇格等をさせなかったことが昇給、昇格等の期待利益」を「昇 任、昇格、昇給をさせなかったことが昇任、昇格、昇給に関する法律上の利益」と 改める。

二二八頁三行目の「昇給をさせないことが」の次に「法律上」を加える。 二二八頁四行目の「制約はあるものの、」の次に「任命権者には、昇任、 (三) 昇格、昇給に関する他の諸条件に差がない限り、労働組合の組合員を」を加える。 二二八頁八行目から二三〇頁七行目までを次のとおり改める。 (五)

「(二) しかるところ、成績主義を根本基準とする任用及び給与制度のもとにおいては、職員の昇任、昇格、昇給については、その勤務実績や能力等が反映される ものであるから、入関年度や入関資格が同じ職員間においても、年数を経るに従っ て、それぞれの勤務実績や能力等に応じた格差が生じることになることは当然のこ とである。そうである以上、第一審原告組合員等が、集団的、全体的にみて、昇任、昇格、昇給において差別扱いを受けたというためには、前記のとおり、集団的、全体的にみた場合、本件係争期間終了時において、第一審原告組合員等と非組合員との間に給与格差が存在したというだけでは足りず、更に第一審原告組合員等が、集団的、全体的にみて、本件係争期間中、勤務実績や能力等において、非組合員のそれより劣っていなかったことが立証されなければならず、また、個々の控訴人組合員等が見任、見換、見終にないて美型扱いを受けたよりませなには、必要が 人組合員等が昇任、昇格、昇給において差別扱いを受けたというためには、当該控 訴人組合員等と比較の対象とした非組合員との間に給与上の格差が存在すること (集団的、全体的にみた場合、本件係争期間終了時において、第一審原告組合員等 と非組合員との間に給与格差が存在したというだけでは、必ずしも個々の控訴人組 合員等と比較の対象とした非組合員との間に給与上の格差が存在することになると はいえない。)のほか、第一審原告組合員等各自が、本件係争期間中、勤務実績や 能力等において、比較の対象とした非組合員より劣っていなかったことが個別的に

立証されなければならないというべきである。 ところで、控訴人らは、神戸税関当局が、控訴人組合を敵視し、これに対する攻 撃を繰り返し、また、控訴人組合に所属する組合員に対して、昇任、昇格、昇給以 外においても様々な差別扱いを行った旨主張し、かつ、神戸税関当局が控訴人組合 及びこれに所属する組合員に対して差別意思を有していたことは、控訴人らの入手

した東京税関当局及び関税局作成の文書から明白に窺える旨主張するところ、仮に そのような事情が存在するとしたならば、右事情は、本件係争期間終了時において、第一審原告組合員等と非組合員との間に、集団的、全体的にみた場合、給与格 差が存在したという事実と相俟って、神戸税関長が、差別意思に基づき、本件係争 期間中第一審原告組合員等を昇任、昇格、昇給においても差別扱いしたことを窺わ せるものであるといえるから、以下、まずこの点につき検討した上、個々の第一審 原告組合員等毎に給与格差の程度や勤務成績(非違行為の有無等)等につき検討を 進めることにする。」

第五 神戸税関長の差別意思の存否について

神戸税関当局による控訴人組合に対する攻撃及びその所属組合員に対する差別 扱いの存否

当裁判所の神戸税関当局による控訴人組合に対する攻撃及びその所属組合員に対 する差別扱いの存否についての認定、判断は、次のとおり(頁数は原判決の頁数を 示す。)付加、訂正、削除するほか、この点についての原判決の認定、判断(原判 決二三一頁一行目から同三〇四頁末行まで)のとおりであるから、これを引用す る。

1 二三一頁三行目の「第三〇六六号証」の次に、「、第三〇七一号証」を加え る。

ニ三一頁八行目の「一一月一一日」を「一一月一六日」と改め、同頁一二行目 の「内容とする」の次に「年末年始休暇完全消化の御協力方要請についてと題する」を、二三二頁一行目の「申告書の受理は」の次に「、原則として本年一二月二 八日までとし、輸入申告書の処理は、」を、同頁九行目の「(矯正措置)に付した」の次に「(なお、全税関中央執行委員長P58は、同年一一月三〇日、この件で 東京税関長から訓告に付された。)」をそれぞれ加える。

-三四頁七行目までを次のとおり改める。 二三三頁八行目から二

「しかしながら、神戸税関当局が昭和三三年度の交渉において右のとおり言明し たことを認めるに足りる証拠はない上、そもそも、税関業務の停滞は関係業者の営 れば、昭和三五年一月に行われた大蔵大臣と関西の財界人との懇談の席上、貿易団 体の代表が大蔵大臣に対し、「神戸税関は太政官布告をタテに年末に休むので業者 が困っている。」と詰め寄ったことが認められ、このことからすると、その当時、 関係業者の中に、神戸税関が少なくとも年末に開庁しないことに対する抵抗が強かったことが窺える。)、職員の労働条件に与える影響等を総合考慮し、税関長にお いて決定すべき事項であるといえる。もとより、控訴人組合において、神戸税関職員が年末年始休暇を完全に取得できるようにするため当局と交渉する等の活動をす ることは、正当な組合活動として是認されるべきものであることはいうまでもない が、控訴人組合が採った前記手段は、税関長の決定すべき事項に介入するかのよう な外観を呈し、前記のとおり、関係業者に無用の混乱を招く虞のあるものであっ

て、正当な組合活動を逸脱するものというべきである。」。 4 二三四頁一〇行目の「攻撃であるということができない」を「攻撃であるとい

うことはできない」と改める。 5 二三四頁―二行目の「乙第三〇七二号証、」の次に「証人 P49の証言によって 成立を認める乙第一一号証の一ないし八、」を、二三五頁七行目の「七月九日、」の次に「争議行為をそそのかし、あおったことや上司の命令に従う業務及び職務に 専念する義務に違反したことなどを理由として、」をそれぞれ加える。

母心する表現に生成したこともことには、」の次に「控訴人組合の行った右各職 6 二三五頁――行目の「右事実によれば、」の次に「控訴人組合の行った右各職

場集会は違法な争議行為であるといえるから、」を加える。
7 二三六頁六行目の「しかし、」の次に「右職場集会が、安保国民会議、国公共
闘会議等の全国統一行動としてなされたものであるからといって、そのことによっ
て、その違法性が阻却、軽減されるものではなく、また、」を加える。
8 二三六頁一一行目から二三七頁五行目までを次のとおり改める。
「(1) 神戸税関長が、昭和三六年八月一九日、控訴人P20を戒告処分にした

ことは、当事者間に争いがなく、成立に争いのない乙第五七号証によれば、右処分 の理由は、「控訴人P20は、昭和三四年一〇月二七日午後五時三〇分頃、当時神戸 港第四突堤に維けい中の共栄タンカー株式会社所属外国貿易船天栄丸に同船司厨長

P30を訪れ、同船司厨長室において前記P30と雑談し、同日午後六時頃、前記雑談 中に米国製紙巻煙草チェスターフィールドニカートン、米国製キスチョコレートニ 函を収納した風呂敷包を携帯した前記P30と共に下船し、同船々側より前記P30外 1名とタクシーに同乗して直ちに神戸税関本庁前通路監所に至り、同所において同 関陸務課職員が前記風呂敷包を発見してこれに外国貨物が収納されていないかと質 問したところ、前記P30をして陸務課職員に前記風呂敷包を提示させ又はその内容 について説明させることなく矢庭に自ら前記風呂敷包を持ってタクシーから降り約 四〇米離れた本庁前旅具検査所の方向に赴き、後を追って来た前記P30にこれを渡したものである。以上の控訴人P20の所為は前記風呂敷包に外国製品が収納されて いることを知り得べき状況下にありながら、税関職員一般としての注意を欠いたた めこれを確知することなく、よってP30に対して税関職員として適切な指導を怠り、かつ前記陸務課職員の職務執行に対して協力しなかったものである。これは公 務員たるにふさわしくない行為であって、国家公務員法第八二条第三号に該当す

- 場員にあたぶられて、ない行為であって、国家な物員広第八二米第二号に該当する。」というものであったことが認められる。」
  9 二三七頁六行目から七行目にかけての「乙第六〇号証の六ないしーー、」の次に「第八五号証、」を加え、同頁一〇行目の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」と改め、同頁一〇行目から一一行目にかけての「原告 P 20本人尋問の結果」の次に「(第一回)」を加え、二三九頁六十日からて行目にかけて及び二四〇頁五行目の各「審査 課」をいずれも「審理課」と改める。
- 10 二四二頁末行及び二四三頁七行目の各「後部座席」をいずれも「後部トラン ク」と改める。
- 11 = ニ四五頁五行目の「第二○号証の一」の次に「、二」を加え、同頁九行目の
- 「監査部長」を「鑑査部長」と改める。
  12 二四七頁――行目の「前掲乙第二〇号証の―」から同頁―二行目から末行にかけての「第九九号証の―」までを「前掲乙第二〇号証の―、二、第七七、七八号 証の各一ないし三、第七九号証の一、二、第八〇号証、証人P52、同P49の各証 言、控訴人P20の本人尋問の結果(第一回)」と改める。
- 13 二四九頁末行末尾の次に「P59、P52及びP56は、右集会の準備をし 59は組合員の団結をうながす演説をした。」を、二五〇頁一〇行目末尾の次に「P 59は列外に出て音頭をとり、P56は列外に出て隊列の後部を指導した。」をそれぞ れ加える。
- 14 二五三頁一二行目の「監査第一部門」及び二五四頁九行目の「審査第一部門」をいずれも「鑑査部第一部門」と、同頁一一行目及び二五六頁七行目の各「監 査部長」をいずれも「鑑査部長」と、同頁八行目の「組合役員ら」を「P52及びP 56を含む組合役員ら」と、同頁九行目から一〇行目にかけての「「P59支部長ら
- が」を「その席で、P59支部長が、「」とそれぞれ改める。 15 二五七頁三行目から二五八頁一行目までを次のとおり改める。 「(3) 前掲乙第二〇号証の一、二、原本の存在と成立に争いのない乙第三一 一八号証によると、P59、P52及びP56は、昭和三七年、神戸税関長を被告とし て、神戸地方裁判所に対し、第一次的に前記懲戒免職処分の無効確認を、第二次的 にその取消しを求める訴訟を提起したこと、神戸地方裁判所は、昭和四四年九月、 第一次的請求を棄却した上、懲戒免職処分の理由とされた右三名の各行為は、いずれも国公法等に違反し、同法八二条一号あるいは三号所定の懲戒事由に該当するが、右三名に対する懲戒免職処分には、懲戒権の裁量の範囲を超えた瑕疵があることを理由として、第二次的請求を認容する判決をしたこと、その控訴審(神戸税関長が控訴し、右三名が附帯控訴した。)において、大阪高等裁判所は、昭和四七年 二月、ほぼ同様の理由で、神戸税関長の控訴を棄却する判決をしたこと(なお、右 三名の附帯控訴に基づき、第一次的請求を棄却した部分は取り消された上、これにかかる訴えは却下された。)、その上告審(神戸税関長が上告した。)において、最高裁判所は、昭和五二年一二月二〇日、右三名には懲戒事由が存在する(前記控訴人P20にかかる懲戒処分に対する抗議行動に関するP56の行為は国公法八五条三人 新人P20にかかる窓板処方に対する抗議行動に関するようの行為は国名は八一米一号に、前記勤務時間内職場集会、輸出為替職場への人員増加要求及び超過勤務命令撤回闘争に関する右三名の各行為は同法八二条一、三号にそれぞれ該当する。)とした上、右三名の本件行為の性質、態様、情状及びそれまでの処分歴等に照らせば、前記懲戒免職処分が社会観念上著しく妥当性を欠くものとまではいえず、これば、前記懲戒免職処分が社会観念上著しく妥当性を欠くものとまではいえず、これば、 が懲戒権者に任された裁量権の範囲を超えこれを濫用したものと判断することはで きないこと、右処分は右懲戒事由にあたることを理由として行われたものと解されるから、何ら不利益取扱の禁止に違反するものではないことなどを理由として、

「原判決中上告人敗訴部分を破棄し、右部分に関する第一審判決を取り消す。前項 の部分につき、被上告人らの請求をいずれも棄却する。」旨の判決をしたことが認 められる。」

二五八頁七行目の「甲第六号証、」の次に「第八、九号証、第三四号証、第 三九号証、」を加え、同頁八行目の「第九九号証の一、」を削除し、同頁九行目の 「四二号証」の次に「、第九九号証の一、二、成立に争いのない甲第九八号証、第 九九号証の一、弁論の全趣旨によって成立を認める甲第六〇号証の一ないし二五、 第六一号証、第九九号証の二ないし六」を加える。 17 二五九頁二行目の「一四一一〇」を「一四一〇」と改める。 18 二六四頁一行目の「昭和五七年」を「昭和三七年」と、同頁四行目の「監査

部」を「鑑査部」とそれぞれ改める。

二六四頁――行目の「(3)」を「(二)」と改める。

二六七頁七行目末尾の次に「他に、控訴人組合からの組合員の脱退や控訴人 組合の分裂に神戸税関当局が関与したことを認めるに足りる証拠はない。」を加え る。

二六七頁八行目から九行目にかけての「脱退したももの」を「脱退したもの 2 1 の」と改める。

- の」と改める。 22 二六八頁六行目から二七一頁三行目までを次のとおり改第三二十八六号証、第三一人九二ない第三二一九二十分ない第三二一人の大号証、第三二二〇六、第三二二〇六、第三二二〇六、第三二二二十分を次のとおりび第三二二十分を次のとおりび第三二二十分を次のとおりび第三二二十分を次のとおりび第三二二十分を次のとおりび第三二二十分を次のとおりが第三二二十分を次のには、第三二二十分を次のには、第三二二十分を表示には、第三二二十分を表示には、第三二十分を表示には、第三二十分を表示には、第三三二十分を表示には、第三三十分を表示には、第三三十分を表示には、第三三十分を表示には、第三二十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示には、第三十分を表示による。第三二十分を表示による。第三二十分を表示による。第三二十分を表示による。第三二十分を表示による。第三二十分を表示による。第三二十分を表示による。第三十分の表示による。第三十分を表示による。第三十分の表示(第三十分の表示(表示)の表示(第三十分の表示(表示)(表示) 九、三二二〇号証及び弁論の全趣旨によれば、本件係争期間開始当時、神戸税関に は、総務部、監視部、業務部及び鑑査部が置かれていたこと、そのうち業務部及び 鑑査部は昭和四二年頃に輸出部と輸入部とに再編されたこと、第一審原告組合員等 のうち本件係争期間中に総務部又は監視部(ただし、監視部貨物課を除く。同課 は、昭和四一年九月一日に大蔵省組織規程の一部改正により業務部貨物課となり 昭和四二年七月二五日に大蔵省設置法及び大蔵省組織規程の改正により輸出部保税 課となった。)に配属されていた者及びその期間は、次の(一)ないし(二〇)の とおりであることが認められる。
- 控訴人P60は、本件係争期間開始時以前から昭和四四年六月一日に配置換 (-)えされるまで、総務部総務課に配属されていた。
- 控訴人P35は、昭和四一年八月三日から昭和四四年一〇月一日に配置換え されるまで、監視部旅具課に配属され、また、昭和四五年二月一六日から同年一〇 月一日に解除されるまで、同課に併任されていた。
- 控訴人P61、同P62、同P63、同P64及び同P65は、本件係争期間開始時  $(\Xi)$ 以前から昭和三九年七月一日に配置換えされるまで、監視部警務第二課に配属され ていた。

(四) 控訴人P41、同P66、同P67、同P68、同P69、同P70、同P71、同P 72、同P73及びP16は、本件係争期間開始時以前から昭和三九年七月一日に配置換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。

(五) 控訴人P74は、本件係争期間開始時以前から昭和三九年七月一日に配置換えされるまで、監視部警務第一課に配属され、同日から昭和四一年八月三日に配置 換えされるまで、総務部会計課に配属されていた。

(六) 控訴人P75、同P45及び同P76は、本件係争期間開始時以前から昭和四〇 年七月一六日に配置換えされるまで、監視部警務第二課に配属されていた。 (七) 控訴人P77は、本件係争期間開始時以前から昭和四〇年七月一六日に配置

換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。

(八) 控訴人P42は、昭和三九年四月一日から昭和四〇年七月一六日に配置換えされるまで総務部総務課に配属され、同日から昭和四三年一〇月一日に配置換えさ れるまで、監視部(最初に警務第一課、次いで警務第二課。一時警務第三課に併 任。)に配属されていた。

控訴人P43は、昭和三八年五月二五日から昭和四〇年七月一六日に配置換 (九) えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。

(-0)控訴人P44は、昭和三九年七月一日から昭和四〇年七月一六日に配置換

(一〇) 控訴人P科は、昭和三九年七月一日から昭和四〇年七月一八日に配置換えされるまで監視部警務第二課に配属されていた。 (一一) 控訴人P78は、本件係争期間開始時以前から昭和三八年六月一日に配置換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。 (一二) 控訴人P79及び同P26は、昭和三八年五月二五日から昭和四二年一〇月

一日に配置換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。

(一三) 控訴人P80は、昭和三九年七月一日から昭和四〇年七月一六日に配置換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。 (一四) 控訴人P24及び同P48は、昭和四二年一〇月一日から昭和四三年一〇月一日に配置換えされるまで、監視部警務第二課に配属されていた。

(一五) 控訴人P81は、本件係争期間開始時以前から昭和四〇年一二月一日に配置換えされるまで、監視部警務第二課に配属されていた。

控訴人P82及び同P46は、本件係争期間開始時以前から昭和四一年八月 (一六)

八日に配置換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。 (一七) 控訴人P83は、昭和三八年五月二五日から昭和四一年八月三日に配置換 えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。

(一八) P18は、昭和三八年五月二五日から昭和四二年一〇月一日に配置換えされるまで、監視部警務第二課に配属されていた。 (一九) P19は、昭和三八年五月二五日から昭和四一年四月一四日に配置換えさ

れるまで、監視部(最初に警務第一課、次いで警務第二課。)に配属されていた。 控訴人P84は、本件係争期間開始時以前から昭和四二年一〇月一日に配 置換えされるまで、監視部警務第一課に配属されていた。

右認定事実によると、第一審原告組合員等は、本件係争期間中に少数の例外を除いて総務部には配属されていなかったこと、本件係争期間開始当時に監視部に配属されていた第一審原告組合員等は相当数いたが、それらの者の多くは昭和四一、二 年頃までに他に配置換えされたこと、本件係争期間中に新たに監視部に配属された

第一審原告組合員等は僅かであったことが明らかである。 しかしながら、このことから直ちに、神戸税関当局が、第一審原告組合員等を控訴人組合の組合員であることを理由として総務部及び監視部から排除したものであ るとはいえない。すなわち、個々の職員の配置については、神戸税関長が、各職員の能力、適性、経験等を総合考慮して決定する権限を有しているところ、神戸税関の総務部は、神戸税関の所掌事務の総合調整、職員の人事に関する事務等を行う部 署であり、また、監視部は、質問検査権等の広範な公権力を行使して密輸の取締り 等を行う部署であるから、右各部においては、いずれもとりわけ規律の維持や公務 秩序の確保が要請されること、しかるに、第一審原告組合員等の多くは、後記のと おり、本件係争期間を通じて、上司の注意や命令に従わないで非違行為を繰り返し ていたことに鑑みると、第一審原告組合員等の前記認定の総務部及び監視部への配 属の状況は、神戸税関長において、その職員につき、非違行為の有無等を含めて、右各部の職員としての適性の有無等を検討の上配置した結果に過ぎないとみる余地 は十分にあるというべきである。

他に、神戸税関当局が、第一審原告組合員等を控訴人組合の組合員であることを 理由として総務部及び監視部から排除したものであることを認めるに足りる証拠は ない。」

23 二七一頁五行目の「前記」を削除する。 24 二七二頁七行目の「また、」の次に「控訴人P41の本人尋問の結果及び」を加え、同頁八行目の「勤務体制」を「警務体制」と改める。 25 二七三頁六行目の「時期にかかっていた」の次に「こと」を加える。 26 二七三頁一二行目の「税関の研修」を「税関研修所で行われる研修」と、二

七四頁二行目の「基礎研修」を「基礎科研修」とそれぞれ改める。

27 二七四頁末行から二七五頁八行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、前掲乙第三一八四ないし三一九九号証、第三二〇〇号証の一、 二、第三二〇一ないし三二二八号証、第三二二九号証の一、二、第三二三〇ないし

三二四七号証、第三二四八号証の一、二、第三二四九ないし三二五二号証、第三二五三号証の一、二、第三二五四ないし三二七一号証、第三二七三ないし三二七七号証、第三二七八二号証、第三二七九号証の各一、二、第三二八〇ないし三二八二号証、第三二八四ないし三二九七号証、第三二九八号証の一、二、第三三〇四号証、第三三〇二号証の各一、二、第三三〇三、三三〇四号証、第三三一六号証の一ないし三、第三三〇六ないし三三一五号証、第三三一六号証の一、二、第三三二十号証の一、二、第三三二十号証の一、二、第三三二十号証の一、二、弁論の全趣旨によって成立を認める乙第三一七四ないし三一七七号証によれば、本件係争期間開始時以前に、第一審原告組合員等のうち、控訴人 大三寸によれば、本件係争期間開始時以前に、第一審原告組合員等のうち、控訴人 P85、同P32、同P20、同P55、同P86、同P35、同P87、同P57、同P88、同P 89、同P90、同P38及びP4の一三名が、既に普通科研修を受講し終えていたこと、 本件係争期間開始時以後普通科研修が中等科研修となった前年の昭和四四年度まで の間においても、控訴人P91、同P92、同P93、同P94、同P95、同P96、同P 97、同P98、同P99、同P29、同P74、同P42、同P69、同P72、同P100、同P24、P11、P14、P15、P16の二〇名が、普通科研修を受講したこと(なお、その当時控訴人組合の組合員であったP101も受講した。)、本件係争期間中、第一審原 告組合員等の中には高等科研修を受講した者はいないが、各種の専門研修を受講し た者は多数いたことが認められる。

右認定事実によると、第一審原告組合員等が普通科研修から完全に排除されてい たとはいえないことは明らかである。また、第一審原告組合員等の中には、普通科研修を受講していない者も多数いるが、普通科研修には定数枠があったことや非組 合員の受講状況を認めるに足りる証拠がないことに鑑みると、そのことから直ち に、控訴人組合に所属する組合員が、控訴人組合に所属していることを理由とし 普通科研修の受講につき不利益な取扱いを受けたとはいえず、他にこれを認め るに足りる証拠はない。」

28 二七五頁一〇行目の「神戸支部」を「神戸支所」と、二七六頁五行目の「乙

第三一七七号証」を「各証拠」とそれぞれ改める。 29 二七七頁三行目の「弁論の全趣旨」から同頁四行目の「原告ら」までを「前記のとおり、第一審原告組合員等」と改める。 30 二七七頁一一行目の「乙第六七号証、」の次に「第三一七二号証、」を、同

頁一二行目の「乙第六六号証」の次に「、控訴人P43の本人尋問の結果(原審)」をそれぞれ加え、二七八頁一二行目の「垂水寮には」を「垂水寮は」と改める。
3 1 二八二頁四行目から二八五頁四行目までを次のとおり改める。

「右1及び第二において認定した控訴人組合の活動に関する事実に のない乙第九八号証、第一〇一号証、原本の存在と成立に争いのない乙第三一七八号証、証人P102、同P103の各証言及び弁論の全趣旨によれば、神戸税関長は、昭和三四年一二月二四日、神戸税関所属庁舎の管理に関する規則(昭和三五年一月一日施行、以下「旧管理規則」という。)を定めたこと、旧管理規則は、神戸税関本関庁舎における管理者には税関長官房会計課長を、各支署、出張所及び監視署における管理者には、各支署長、出張所及び監視署における管理者には、各支署長、出張所及び監視署における管理者には、各支署長、出張所及び監視署にお ける管理者には、各支署長、出張所長及び監視署長を充てること(三条)、庁舎等の目的外使用には管理者の許可を要すること(一二条)、庁舎等においては、原則として所定の掲示場所以外での掲示は禁止され、掲示内容は政治目的を有するもの や税関業務の運営を阻害するものなどであってはならず、管理者はこれらに違背する掲示を撤去することができること(一四条)、管理者は、一定の行為をする者 (職員に面会を強要する者、旗、のぼり、宣伝ビラ、プラカード等を庁舎等におい て所持、使用等する者、庁舎等において放歌高唱やねり歩く等の行為をし、又はし ようとする者等が列挙されている。)に対し、庁内の秩序を維持するため、その行 為を禁止し、庁舎等から退去することを命ずることができること(一八条)などを 規定していたこと、神戸税関長は、控訴人組合が、旧管理規則に違反する行為(庁舎の出入口にピケをはって職員の登庁を阻止したり、勤務時間内に食込む職場集会を行ったり、庁舎内をデモ行進したり、税関長室前で座込みをしたり、上司に面会を強要したりするなどの行為)を繰り返したことから、その庁舎等の管理を強化する、昭和三八年一二月七日、神戸税関所属庁舎等の管理に関する規則(同日施 行、以下「庁舎管理規則」又は「庁舎等管理規則」という。)を定め、旧管理規則 を廃止したこと、庁舎管理規則は、従来管理者とされていた者だけで庁舎等の管理 を行うことには無理があることから、従来の管理者の外に各職場ごとに使用責任者 を置き、管理者と使用責任者が相互に協力して、神戸税関所属庁舎等の適切な運用

及び秩序の維持を図ることとする(一、四条)と共に、庁舎等の目的外使用の要件や手続、掲示が禁止される対象や管理者等の定めた掲示場所以外の場所に掲示する 際の手続、掲示物の撤去、庁舎等において禁止される行為等について従来の規定を 整理したり、より具体化したことが認められる。

しかしながら、神戸税関長は、神戸税関の職場環境が良好に維持され、その業務 が円滑に遂行されるようにするため、その管理運営する庁舎等の秩序を維持し、 れを適正に運用すべき義務及び権能を有するというべきであるから、神戸税関長が、そのために必要な庁舎等の管理に関する規則として、旧管理規則及び庁舎管理 規則を定めたことには、何ら違法、不当な点はないといえる。もっとも、庁舎管理 規則は、前記のとおり、控訴人組合の活動を直接の契機として、旧管理規則を廃止 した上制定されたものであるが(庁舎管理規則の制定は、実質的には旧管理規則の 改定であるので、以下、庁舎管理規則の改定と表現する。)、控訴人組合は、庁舎 管理規則が改定されるまでに、前記のとおり、庁舎内において正当な組合活動を逸 脱した行動を採って職場の秩序を乱し、神戸税関の業務の円滑な遂行を阻害する活 動を繰り返していたものであることに鑑みると、神戸税関長において、このような 違法行為を規制し、排除する意図のもとに、その庁舎等の管理を強化すべく、庁舎 管理規則を改定したことには十分な合理性があるといえる(そもそも、神戸税関長において、右の違法行為を何ら規制することなく放置することは、その職責上到底 許されることではない。)。なお、庁舎管理規則は、その内容からして、控訴人組 合の正当な組合活動までをも規制しようとするものではないことは明らかである。 ところで、控訴人らは、神戸税関当局は、庁舎管理規則を理由として、控訴人組

合の組合活動に対し、様々な弾圧を加えた旨主張する。」 32 二九一頁一一行目の「自覚させこと」を「自覚させること」と改める。 33 三〇〇頁四行目及び六行目の各「新井浜」をいずれも「新居浜」と改める。

三〇三頁一〇行目の「前掲甲第二九一号証」から三〇四頁六行目末尾までを 「前記のとおり、控訴人P42は昭和四四年一月に控訴人組合を脱退したものである ところ、前掲乙第三二八九号証、控訴人P42本人尋問の結果によれば、同控訴人が 昭和四六年七月一日に特別昇給したことが認められるものの、そのことだけから直ちに、右特別昇給が、控訴人組合を脱退したことを理由としてなされたものであり、控訴人組合を脱退しない者に対するみせしめとしてなされたものであるとまでいうことはできない。」と改める。

東京税関当局及び関税局作成文書から窺える神戸税関長の差別意思の存否 控訴人らは、全税関本部に送付されたきた東京税関当局が作成したと思われる文 書(以下「東京税関文書」という。)から、神戸税関を含む全国の各税関当局が、 本件係争期間中、関税局の指導の下に、全税関所属の組合員を差別する意思に基づ き、様々な方策を実施してきたことが容易に推察でき、また、全税関本部がP104衆議院議員より入手した、同議員が衆議院予算委員会での質問に用いた関税局作成と思われる文書(以下「関税局文書」という。)から、関税局及び全国の各税関当局が、昭和五八年ないし昭和六一年当時、全税関所属の組合員を差別する方針を有し ていたことが明らかであり、それは本件係争期間当時から、維持、継続されていた 旨主張するので、この点につき検討する。

# 東京税関文書について

文書の成立

控訴人らは、東京税関当局が作成した同税関の幹部会議議事録等の写し(ただ し、甲第三一八号証の四ないし一二の各一は原本である。なお、証人P105の証言に よると、その各原本は全税関本部に保管されていることが認められる。)であると して、甲第三〇四号証の一ないし四の各一、第三〇五号証の一ないし七の各一、第 三〇六号証の一、第三〇七号証の一ないし四の各一、第三〇八号証の一ないし五の る一、第三〇九号証の一ないし三の各一、第三〇八号証の一ないし五の各一、第三〇九号証の一ないし三の各一、第三一〇号証の一、二の各一、第三一四号証の一、二の各一、第三一五号証の一ないし六の各一、第三一六号証の一ないし三の各一、第三一七号証の一ないし三の各一、第三一八号証の一ないし一二の各一、第三一九号証の一ないし八の各一、第三二〇号証の一ないし三の各一、第三二一号証の一ないし三の各一、第三二一号証の一ないし三の各一、第三二一号証の一ない し三の各一を提出した。ところで、全税関本部が右各文書を入手した経緯につき、 証人P105は、これらは全税関の本部に郵送されてきた旨証言するものの、同証人 が、全税関副中央執行委員長の立場にありながらその郵送の方法、形態、差出人等 については、何ら具体的な証言をできなかったことに鑑みると、入手の経緯に関す る右証言を直ちに信用することはできず、他にこの点を明らかにする証拠はなく、

- (二) 右各書証に証人P105の証言を総合すると、次の事実が認められる。
- (1) 昭和四二年四月一一日に開催された東京税関の部長会議において、東京税 関総務部長は、関税局が主催して開催された全国の税関総務部長会議の結果報告を したが、その中には次の事項が含まれていた。
- ① 八等級から七等級への昇格の場合に差別をつけることについて、当関と神戸は、矯正措置のあった者に対してのみ慎重にやるべきであるとの意見であったが、横浜は当然やるべきだとの意見であった。矯正措置をつけただけでは必ずしも成績不良と判定するのは問題だから、成績不良の事実を逐一記録にとっておく必要があるとの意見があった。この問題は大蔵省全体として検討の上慎重に実施すべきであると意見を述べておいた。
- ② 若年層の特別昇給については、八等級職員に対して行っても余りメリットがないとの結論がでた。
- ③ 勤勉手当の減額については、本省はX割だけでなくもっと突っ込んだ減額措置を検討したいといっていた。大多数の税関はやるべきだとの意見であった。\_\_\_
- ④ 新職員の受け入れ体制については、大阪税関の意見は、警務課に直ちに配属させることには反対であった。その理由は、戸外勤務、分散勤務で管理教育が徹底しにくいし、若年者の集団は外部の刺激に弱い、むしろ、内部事務部門に配置し、先輩との密接な人間関係に入れた方がよいということであった。
- ⑤ 本省は同盟の線でいくべきだとの意見であれば、誰もが納得のいく明解な理論を展開の上打ち出すべきであって、ただ神戸をたたえ東京を批判する書き方に一言意見を述べておいた。労務対策は各関一律のやり方を強いるのはおかしいし、数をもって批判するのもおかしいと指摘しておいた。
- ⑥ 大蔵職組の中の一部には容共的行動もあり、その中に税関労組が入っていることは危険であり、大蔵職組への単なるつきあいとはいえ、情勢は変化しつつあるので、その点につき当関の幹部職員は注意してほしいと要望された。東京税関の幹部の基本路線はどうなのかときつい質問があった。
- の基本路線はどうなのかときつい質問があった。 (2) 関税局は、税関職員につき制服着用規程を欠く現状では、職員が制服を着用したまま早朝ビラまきを行い、昼休みに職場集会に参加し、プラカードをもって行進するなどしても、これを法的に禁止することは困難であることから、これらの行為を規制し、服務規律の厳正化を図るためとして、大蔵大臣訓令「税関職員服制細則」等を制定することを企図し、昭和四二年四月七日付けの「税関職員服制細則の制定について」と題する文書により、右細則等を制定した場合の問題点を掲げた上、実施についての問題点や補正すべき点につき、各税関の意見を求めた。

した。 上、実施についての問題点や補正すべき点につき、各税関の意見を求めた。 昭和四二年四月二六日に行われた東京税関の部長会議において、右事項が議題の 一つとして取り上げられ、それについての協議に際し、東京税関総務部長は、「服 装規程制度の趣旨は、旧労税関職員が制服姿で赤旗を振り、駅頭その他大衆の面前 で組合のビラまきをする等の行為を制限するところにある。」と説明した。

- で組合のビラまきをする等の行為を制限するところにある。」と説明した。 (3) 昭和四二年九月一一日に開催された東京税関の幹部会議において、東京税 関長は、関税局が主催して開催された全国の税関長会議の結果について説明した が、その中には次の事項が含まれていた。
- ① 旧労古手の対策としてある税関長が専門官の設置の意見を出したが、本省から

甘い考えだと批判された。

- ② 旧労対策には官は懸命にやっているが、もっと大事なことは、新労を強くする ことであると官房長にいっておいた。
- (4) 右幹部会議において、東京税関総務部長は、右税関長会議の結果について の補足説明をしたが、その中には次の事項が含まれていた。
- ① 横浜税関長から官房長に対し、「新職員の基礎研修は良い。マル共組合を追いつめていくのに効果があるので毎年、新職員を採用し、研修を実施してほしい。」との要望があった。
- ② 財務調査官は、あいさつの中で、「組合の混乱期は過ぎ、いわば平穏を保っているため、かつての生々しい経験を忘れがちである。この際、かつての苦闘を思い起こし管理体制を確立してほしい。」旨述べた。
- (5) 昭和四二年一一月二四日に開催された東京税関の幹部会議において、東京税関長は、全国の税関総務部長会議の議題に関連して、「勤勉手当によって差別をつけるより、現行の昇給延伸の方策が必罰の効果が大きい。」旨発言した。
- (6) 昭和四三年一一月二九日に開催された東京税関の幹部会議において、東京税関総務部長は、全国の税関総務部長会議の結果の一つとして、「昭和四三年度初級職試験合格者の採用について、従来は人事院の試験が六五点以上の者を対象としていたが、今回はこの制限をはずし、学校の選別、身元調査も思想調査の関係から強化されることとなった。」旨を報告した。
- (7) 東京税関当局は、昭和四二年一月当時、その独身寮毎の入寮者の組合所属関係を把握し、昭和四四年九月当時、全税関が、最新、最大の独身寮である品川寮(定員二三〇名、昭和四〇年度以降の新職員のほとんどが入寮している。当時の入居者一八八名)を組織拡大の目標として、昨年来、ビラ配布、デモ等で寮自治や共同闘争を呼びかけているが、現在のところ寮生でそれに呼応する動きは出ていないと認識していた。
- (8) 昭和四二年三月三〇日に開催された東京税関の部長会議において、東京税関研修課長は、新職員の受入行事についてという議題に関し、「入関式に旧労がビラを配布するから研修教室に入場の際に回収したい。」旨発言した。
- 国が 関いて 対いで には、 が、 はいいで はいいで はいいで はいいで はいいで はいいで はいいで はいいで はいいで にいいで にいいいで にいいいで にいいで にいいいで にいいので にいいいで にいいいで にいいので にいいいで にいいで にいいで にいいで にいいで にいいで にいいで にいいで にいいいで にいいで にい
- (10) 昭和四二年八月一六日に開催された東京税関の幹部会議において、職場レクリエーションとして行われる水泳大会に全税関に所属する職員を参加させるか否かが検討されたが、その際、東京税関次長は、「本省の考え方では旧労選手でも名選手がいる場合二、三名入れるのはやむを得ないと考えるとの回答だ。」と説明し、総務課長は、「差別してもよいのではないか。」と、総務部長は、「できるだけ排除方法をとるが、二、三名まぎれこんできた場合はやむを得ないだろう。」とそれぞれ発言した。
- (11) 東京税関当局は、昭和四二年九月当時、職場のサークル部門別に、これに参加している職員につき、その所属する労働組合を調査してその実態を把握した上、職場のサークルや職場レクリエーションのあり方につき検討した。その結果、昭和四二年九月二七日に開催された東京税関の幹部会議において、「旧労は、安い経費で若年層と知り合う機会を狙っている。旧労は、行事当日、思想的言動や労働拡大運動をやらない。しかし、知り合った若年層を後日喫茶店等へ誘い出す。」な

どの全税関に対する認識のもとに、「サークル部門の新、旧労組の構成比からみて、これを基礎としたレク行事には危険が伴う。具体的にいえば文化活動については、官として積極的に取り組まない。」などの方針が示された。その際、東京税関の厚生課長は、「旧労対策上、一般レクの文化的な行事として美術展は本年中は行わない考えである。新職員の希望調査をしたが、演劇とコーラスをやりたいとの希望が多い。しかし、現在のサークルは旧労分子が中心で活動しているので、二部制として、新しい演劇、コーラスのサークルを結成させることが必要と思う。」と、監察官は、「音楽隊は旧労分子の活動の場となってしまったので解散した。」とそれぞれ発言した。

(12) 昭和四三年四月二日に開催された東京税関の幹部会議において、大臣表彰についてという議題に関し、東京税関長が、「本省の表彰が、行為者の日常の行為が模範に足るものであることを基準にして該当者を選定していない限り、当関だけが基準を異にすることは問題を残すだろう。腹では旧労職員を表彰したくないが、永年勤続者表彰の場合は永年勤務の事実が充足すれば表彰しているから、本件だけを除外することは筋が通らぬだろう。」と発言した。また、昭和四三年七月ころ、東京税関当局内部において、密輸検挙者表彰に関して、功績得点が表彰基準に達している職員についても、他の職員の模範とするにふさわしくない行為のあった者は、その内容により表彰から除外する方向で検討された。

は控訴人組合と同一であり、その活動の手段、方法は控訴人組合のそれと同様なのであったことを窺い知ることができる。 控訴人組合を含む全税関の右の組合活動を背景事情として、右(二)の(1)ないし(6)の認定事実をみると、これらの事実から、昭和四二、三年当時、関税局し、発関の業務の正常な執行を阻害する活動であるとみて、記して、規関職員服制細則等のして、税関の業務の正常な執行を限ませるの方策として、税関職員服制細則等のもものであるとの考えに立ち、そのために採るべきより効果的方策を検討したり((二)(6))、また、そのために採るべきより効果的方策を検討するとの、その主催した全国税関長会議や全国税関総務部長会議において、非違行為を行ったる。との主催した全国税関を議題として取り上げたこと((二)(1)、1)の遅れている職員の処遇などを議題として取り上げたこと((二)(1)、(3)ないし(5))を推認することができる。

しかしながら、第一審原告組合員等を含む全国の各税関の全税関に所属する組合員が非違行為を繰り返し行っていた状況の下において、関税局及び全国の税関局が、これを是正、排除するための方策を検討し、実施することを過去であって何ら違法でも不当でもないというべきであるから、関税局及び全国の税関当局が全税関に所属する組合員が非違行為を繰り返し行うことを是正、排除るための方策を検討し、実施したことのみによって、関税局及び全国の税関当局が全税関に所属する組合員が非違行為を繰り返し行うことを是正、排除されるの方策を検討して取り扱う意思があったものと推認するととが当るにあるとも、全税関に所属する組合員を全税関に所属していることに当るとない。もっとも、全税関に所属する組合員を全税関に所属していることであるから、この観点から右(二)の

(1)ないし(6)の事実を個別的に検討しておく。

(二) (1) ① の事実について

非違行為をした者等について、いかなる場合に八等級から七等級への昇格に差別 をつけるかに関する各税関の意見であることが窺えるが、その中に、全税関に所属 する職員を全税関に所属していることや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱 いすべきであるとの点は見当たらない。

なお、前記のとおり、「勤務成績が良好であることが明らかでなければならない と」が昇格の要件の一つであるから、昇格につき非違行為をした者を劣位に処遇 することは、何ら違法でも不当でもない。 ② (二)(1)② について

八等級職員に対しては特別昇給を行わない方針を打ち出したものであって、全税 関所属の職員だけを対象としたものではないことは明らかである。

(二) (1) ③ について

非違行為をした者等に対する勤勉手当の減額の割合についての関税局の検討方針 と各税関の意見であることが窺えるが、その中に、全税関に所属する職員を全税関 に所属していることや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱いすべきであると の点は見当たらない。

(二) (1) ④ について

新採用職員の受け入れ体制についての大阪税関の意見であるが、その意見は、 税関所属の職員による新採用職員への影響力を極力排除べきであるとの観点も考慮 されて形成されたことが窺える。

(二) (1) ⑤ について

税関の労務対策についての東京税関の意見であるが、それがいかなる内容の労務 対策をすべきであるとしているのかまでは明らかでない。

(1) ⑥ について

税関労組(第二組合)の動静についての関税局の見方を明らかにしたものであ り、全税関に対する関係のものではない。

(二) (2) について

関税局は、税関職員、特に全税関に所属する職員が、制服を着用したまま早朝ビラまきを行い、昼休みに職場集会に参加し、プラカードをもって行進するなどの行為を行うことを規制する目的の下に、税関職員服制細則等の制定を検討したもので : ろ、税関職員には、その職務を遂行するための制服を必要とする(税関職 員は、関税法一〇五条二項により同条一項の強制力を伴う権限を行使する場合に は、制服の着用を義務づけられている。)ことからこれが貸与されているものであ ることに鑑みると、税関職員が制服を着用してその職務の遂行から著しく逸脱した 行為を公衆の面前で行うこと(前記早朝ビラまきを行ったり、プラカードをもって 行進したりする行為はこれに該当する。)は好ましくないという考えにも合理性が あり、これを規制しようと検討することが、直ちに、全税関に所属する職員を全税 関に所属していることや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱いすることに結 び付くものであるとはいえない(なお、右検討の結果、右の点についての規制が実 施されたことを認めるに足りる証拠はない。)。

(二) (3) ① について

昇任が遅れている全税関所属の職員の処遇についての税関長の一人の意見とこれ に対する関税局の批判であるが、その中に、全税関に所属する職員を全税関に所属 していることや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱いすべきであるとの点は 見当たらない。

(二) (3) ② について

全税関と第二組合に対する東京税関長の認識を示すものであり、東京税関長は、 全税関を嫌悪し、第二組合を育成すべきものと考えていたことが窺える。

(4) ① について

横浜税関長は、全税関の新採用職員に対する影響を排除すべきであるとの見解に 立ち、そのためには新採用職員の基礎研修が効果的であるとの認識の下に、官房長 に対し、新採用職員に対する基礎研修の実施を要望したものであることが窺える。 ① (二)(4)② について

財務調査官のあいさつの中に、全税関に所属する職員を全税関に所属しているこ とや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱いすべきであるとの点は見当たらな い。

(12)(二) (5) について 東京税関長は、非違行為をした者等については、そうでないものよりも、給与上不利益に取り扱うべきであるとの見地に立ち、その方法としては、勤勉手当の減額よりも効果の大きい昇給延伸の方を採るべきであるとの意見を表明したものであることが窺える。しかし、右意見が、全税関に所属する職員を全税関に所属していることや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱いすべきであるとするものでないことは明らかである。

(3) (二) (6) について

### 2 関税局文書について

### (一) 文書の成立

控訴人らは、関税局が作成した全国の税関人事課長会議関係資料の写しであるとして甲第二四九号証の一ないし一〇を、全国の税関長会議・税関総務部長会議の関係資料の写しであるとして甲第二四九号証の一一ないし一六を、全国の税関長会議・税関総務部長会議の関係資料であるとして甲第二六七ないし二六九号証を提出した(弁論の全趣旨によれば、その各原本は、P104衆議院議員が保管していると認められる。)ところで、P104衆議院議員が右各文書を入手した経路は、証拠上全、のいるの点を考慮しても、右各文書は、いずれもその形式、記載内を、不明であるが、この点を考慮しても、右各文書は、いずれもその形式、記載内を、不明であるが、この点を考慮しても、右各文書は、可用紙であることと、おり、関税局が作成したものである旨の主張はしていないことからすると、右各文書は、関税局が作成したものであると認められる。

なお、甲第二四九号証の五と同号証の六は、その形式上、一体をなす二枚綴りの文書であり、その一枚目(同号証の五)には、「議題3 特定職員の上席官昇任及び7級格付等について」という文書の表題及び「(1) 上席官昇任」という見出しとそれについての具体的討議事項が記載され、二枚目(同号証の六)には、最初に、「(2) 7級格付」という見出しとそれについての具体的討議事項が、次い

で、「(3) 4、5、6級格付」という見出しとそれについての具体的討議事項が記載されているところ、右「(3)4、5、6級格付」欄の記載部分は、文書の表題に直接掲げられていないこと、それ以外の部分と筆跡が異なること、その記載 部分の用紙の罫線とその直前部分の用紙の罫線との間に連続性が欠けていることな どからして、それ以外の部分との一体性に問題があるとみる余地もないではない が、文書の表題には、前記のとおり、「特定職員の上席官昇任及び7級格付」の次 に「等」が付されており、このことは、右文書がむしろ討議事項として上席官昇任 及び7級格付以外の事項をも記載するものであることを窺わせること、行政官庁において、複数の者が事項ごとに文書の起案を担当し、その各起案をまとめて一つの文書とする(継ぎ貼りした上コピーする。)ことは稀でないと考えられるから、一 つの文書に異なる筆跡の記載が混在し、また、用紙の連続性が欠けていることも特別不自然とはいえないことに鑑みると、右「(3) 4、5、6級格付」欄の記載 部分もその余の部分と一体の文書として関税局が作成したものであると認めるべき である。

(二) 右各書証及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。 (1) 昭和五八年一〇月に、全国の税関総務部長会議が、昭和五九年二月に、全国の税関長会議が、同年三月に、全国の税関総務部長会議が、いずれも「当面の人 事管理上の諸問題について」協議するため、関税局の主催で開かれた。

- 昭和六一年三月一九、二〇日の両日、全国の税関総務部長会議が、関税局 の主催で開かれた。右会議において、議題の一つである「上席官昇任及び七級昇 格」については、全税関に所属していない職員についての運用とは別に全税関に所 属する職員についての運用が協議された(なお、関税局及び全国の各税関当局内部において、その当時、全税関に所属していない職員を一般職員と呼び、全税関に所属する職員を特定職員と呼んでいた。)。その協議に際し、上席官昇任に関して は、五〇歳以上の特定職員のほとんどの者は、上席官昇任の資格基準表の要件を満 たしており、また、一般職員の上席官への任用及び職場での上席官の運用実態並び に特定職員の年齢構成等から、現状(六〇年任用六人、占有ポスト九)程度では、 対内外ともに説明が難しいとの認識の下に、仮に、欠格条項に該当する者を除く全員を昇格させたとしても占有ポスト数は七〇名から八〇名位であり、全上席官数の一割にも満たないので、上席官任用は可能であろうという意見と、一般職員との均衡上(上席官未昇任者の存在)及び特定職員に対する上席官運用の継続性からも、 少なくとも二六年次を中心とする年齢構成層については、上席官昇任に当たって絞 りをかけ選考すべきであるとの意見が出た。また、七級昇格に関しては、七級は従 来の四等級でもあり、上席官は基本的には七級であるという職員感情から、上席官 であれば退職時までには七級に格付すべきであるという意見と一般職員との均衡か ら選考を行うべきであるとする意見が出た。
- (3) 昭和六一年四月一〇日、一一日に、全国の税関人事課長会議が、関税局の主催で開かれた。右会議において、議題の一つとして、「特定職員の上席官昇任及び七級昇格について」が取り上げられたが、関税局が昭和六一年三月三一日付で作 成したそれに関する討議資料には、先般の総務部長会議における討議を踏え、六一 年度の上席官昇任及び七級昇格基準等について討議するとして、次の記載がある。 「(1) 上席官昇任
- 上席官への昇任は、欠格条項に該当する者以外はその全員を昇任させるとする 考え方、他方一般職員でも専門官のままでの退職があり得る現状においては、昇任 時に選考を行うべきであるとする考え方がある。これらの考え方についてどうか。 上席官昇任の選考対象は年令、在級とも若干拡げ、前広に選考すべきであると する考え方もあるが、あまり昇任時の年令を下げると選考対象者が著しく増加する こと、退職時までの配置ポストとの絡み(経験させるポスト数)、8級昇格への期
- ト)の5割増程度(9人~10人、占有15~16ポスト)とすることについては どうか。仮に、特定職員の年令構成等からみて更に増やすとした場合、任用数の上 限はどの程度が適当と考えるか。
- ④ 選考基準及び任用数等について、上記以外に意見があれば予め報告を求め討議 する。

(2) 7級格付

-般職員の昇格との均衡上、上席官在任2年以上の者とすることについてどう

か。この場合、上席官昇任の上限年令はどのように考えるのか。<br/>
② 在任期間に関係なく、退職前1~2年前に昇格させることについてはどうか。

(3) 4、5、6級格付

4、5、6級における一般職員と特定職員の昇格時期については、勤務成績が一般職員と比べて遜色のない特定職員は超一選抜として一般の最終選抜に重ね、さらに優れている者は一般の第三選抜に重ねることとすることを確認事項としてよいか。なお、杓子定規に運用するものでないことに留意する。」 (三) 右認定事実に基づき検討する。

三) 右認定事実に基づき検討する。 関税局は、全国の各税関に共通する人事管理上の諸問題については、適宜、税関 長会議、税関総務部長会議、税関人事課長会議を開催して協議していたところ、昭 和六一年当時の税関総務部長会議において、全税関に所属する職員の上席官昇任及 び七級昇格の問題が議題の一つとして取り上げられ、税関人事課長会議において は、右に加えて、全税関に所属する職員の四、五、六級昇格の問題も議題の一つと して取り上げられたことは明らかである。そして、そのうち上席官昇任が取り上げられたのは、その当時、全税関に所属する職員の上席官への昇任が、全税関に所属していない職員の上席官への任用及び職場での上席官の運用実態並びに全税関に所 属する職員の年齢構成等からみても説明が困難な程度に遅れている状況にあり、 れを是正するためには、全税関に所属する職員についての特別な上席官への昇任基 準を検討する必要があったためであることが窺える。しかしながら、右の点につい ての検討自体は、全税関に所属する職員の上席官への昇任の遅れを是正する方策に ついてであって、全税関に所属する職員を不利に取り扱おうとするものでない上、 関税局文書によっても、昭和六一年当時までに全税関に所属する職員の上席官昇任が遅れるに至った事情を明らかにすることはできず、ましてや、それ以前において、全税関に所属する職員の上席官昇任についてそれ以外の職員とは別のより不利 な昇任基準が設けられ、それに基づく運用がなされていたことを認めるに足りな い。また、七級昇格及び四、五、六級昇格が議題の一つとして取り上げられたの は、この点に関する全税関に所属していない職員についての運用基準とは別の全税 関に所属する職員についてだけの運用基準を検討するためであり、その検討事項及び内容からして、そこからは、この点につき全税関に所属する職員をそれ以外の職員より不利に取り扱おうとする関税局の意向を看取することができるものの、関税局文書によっても、この点についての昭和六一年度の方策として、関税局及び全国 の各税関において結論的にいかなる方策が決定、実施されたか、それ以前のこの点 についての方策がどのようなものであったかを明らかにすることはできない。

右の検討に加えて、本件係争期間の終期は昭和六一年よりも一二年も前であり、その始期にいたっては二三年も前であることに鑑みると、関税局文書によって認められる事実によって、関税局及び神戸税関を含む全国の各税関当局が、本件係争期間中から、全税関に所属する職員を全税関に所属していることや正当な組合活動をしたことを理由に差別扱いする旨の統一的な方針を有していたことまでを推認することは、到底できないというべきである。

第六 第一審原告組合員等の個別的な格差の程度及び勤務成績等について 一 はじめに

後記三において判示する第一審原告組合員等の個別的な給与格差の程度は、主として、前記第三の三1及び2記載の第一審原告組合員等各自の昇任、昇給、昇格の推移等とその者と同年同資格で入関した非組合員の昇任、昇格、昇給の本件係争期間開始時限が本件係争期間開始で、第一審原告組合員等が本件係争期間開始時限の本件係争期間終了時において、同年同資格で入関した非組合員と比較してどの程度の処遇を明めていたかを検討したものであるが、非組合員の昭和四四年以降の正確な等級の正することができないこと、昇任年は明らかにできるが、同じ昇任年はのおりにすることができないこと、昇任年は明らかにできるが、同じ昇任年は明らかにすることができないものにするよびできないもできる。とはいるで、といるで、といるで、といるで、といるで、おおよその傾向を示すにすぎないもので、おおよその傾向を示すにすぎないものである。

また、非組合員の本件係争期間中の勤務実績や能力等を明らかにするに足りる証拠はなく、第一審原告組合員等の本件係争期間中の勤務成績に関する事情(本件係争期間中の最終の昇給期である昭和四九年一月一日より前のもの)として、後記三のとおり、非違行為の存在及び出勤状況が認められるが、その余の勤務実績や能力

等がどの程度であるかを認めるに足りる適確な証拠はない〔なお、控訴人組合員等(ただし、控訴人P85、同P32、同P108、同P53、同P54、同P27、同P91、同P109、同P110、同P111、同P88、同P112、同P113、同P114、同P115、同P116、同P75、同P70、同P65、同P100、同P45、P4、P5、P6を除く。)が当審において提出した各陳述書(甲第五七六ないし六四六号証、第六五三ないし六八日号証、以上の各書証は弁論の全趣旨によって成立を認める。)には、右の控訴人組合員等はいずれも、本件係争期間中その職務に精励し、勤務実績や能力等においる自員等の自己の勤務態度や成績に関する主観的認識を記載したにすぎないも組合員等の自己の勤務態度や成績に関する主観的認識を記載したにすぎないも組合員等の自己の勤務態度や成績に関する主観的認識を記載したにすぎないものおいまで、これがその当時における右の控訴人組合員等の勤務実績や能力等を容といるのではなかった上司の認識と食違うことも当然あり得ることであるから、右各書証の記載によって、右の控訴人組合員等の勤務成績(前記の非違行為の存在及びるとになるといえない。)。

二書証の成立等

1 格差の程度欄における認定に供した各書証について

後記の第一審原告組合員等の各格差の程度欄における認定に供した各書証のうち、乙第九二号証の一、二は成立に争いがなく、その余は前掲のものである。

2 非違行為欄における認定に供した各書証について

証人P117、同P102、同P118、同P119、同P120の各証言及び弁論の全趣旨によれば、後記の第一審原告組合員等の各非違行為欄における認定に供した各書証の方ち、文章の一部に空白部分のあるものは、いずれも税関訟務官が、神戸税関の管理職員が控訴人組合の組合員の言動等を現認した結果を上司に報告するために作成した各文書(原文書)に基づき、その一部の記載(原審において原告とならなからたるでは、「原文書と同等の記拠価値が存するとはいえない旨主張のような新文書には証拠能力が認められる。なお、原文書と同等の証拠価値が存するとはいえない旨主張のが、民訴法上新文書の証拠能力を否定する根拠は見出し難いし、また、右認定の表書の作成方法からすると、新文書は、第一審原告組合員等に表表の意味を表表した。

後記の第一審原告組合員等の各非違行為欄の認定に供した各書証のうち、その余 (ただし、成立につき個別的に判断を示したものを除く。) は、いずれもその方式 及び趣旨により公務員が職務上作成したことが認められるから、真正な公文書と推 定される。

3 出勤状況欄における認定に供した各書証について

後記の第一審原告組合員等の各出勤状況欄における認定に供した各書証のうち、 乙第三三二七号証は弁論の全趣旨によって成立を認め、出勤簿と題するもの(乙第 三三三〇号証から第三七六九号証までのもの)は、いずれもその方式及び趣旨によ り公務員が職務上作成したことが認められるから、真正な公文書と推定され、その 余(ただし、成立につき個別的に判断を示したものを除く。)は前掲のものであ る。

三 給与格差の程度及び非違行為等

当裁判所の第一審原告組合員等の個別的な給与格差の程度及び非違行為等についての認定、判断は、次のとおり(頁数は原判決の頁数を示す。)訂正、付加、削除するほか、この点についての原判決の認定、判断〔原判決三二九頁四行目(ただし、同行目の「4」を削除する。)から同七七四頁一行目まで〕のとおりであるから、これを引用する。

1 三二九頁六行目冒頭から三三〇頁四行目の「右乙号証によれば」までを「昭和二四年に高校卒業の資格で入関したP7は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二四年旧中、高校組の非組合員四八名のうちの三九名と同じ六等級五号棒(以下「六一五」のように表記する。)であり(それより上位の者一名、下位の者八名)、主任相当職に昇任したのが、二二名と同じ昭和四一年であり(それより早く昇任した者一八名、遅く昇任した者八名)、本件係争期間中に一回特別昇給しているが、五等級に昇格したのは昭和四七年であって(乙第三一八四号証によれば、同年二月一日に六一一四から昇格したことが認められ、乙第九二号証の一、二によれば、その当時、六一一四は双子号棒の下位号棒であることが認められる。)、昭和四三年までに昇格したことが明らかな四一名との間では四年以上遅れている(なお、その余の七名のうち昭和四五年までに主任相当職に昇任した二名も、P7に先立

って五等級に昇格したと考えられる。)。そうすると、P7は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員のうちの中位の処遇を受けている者と同程度の処遇を受けていたが、五等級への昇格が遅れたことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(五一一三)は、右の非組合員のうちの多くの者より劣るもの であったことが窺える。しかし、乙第三一八四号証によれば」と、同頁六行目の 「なとなる」を「なる」とそれぞれ改める。

2 三三一頁九行目冒頭から三三二頁一行目の「低くなる。」までを「昭和二四年 に旧制中学卒業の資格で入関した控訴人P85は、本件係争期間開始時における等級 号棒がP7と同じ六一五であったが、主任相当職に昇任したのは昭和四六年であり (昭和二四年旧中、高校組の非組合員四八名のうちの四〇名が昭和四一年までに昇 任し、その余の八名のうち四名が昭和四五年までに昇任している。)、五等級に昇格したのはP7と同じ昭和四七年である(乙第三一八五号証によれば、同年七月一日 に六―一五から昇格したことが認められ、乙第九二号証の一、二によれば、その当時、六―一五は双子号棒の上位号棒であることが認められる。)。そうすると、控 訴人P85は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員のうちの中位の処遇を受けている者と同程度の処遇を受けていたが、主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期 間終了時における処遇 (五一一二) は、右の非組合員のうちの最も劣位の者よりは 上であるが、これに近いものであることが窺える。」と改める。

三三四頁一行目から二行目にかけての「昭和四八年」を「昭和四七年」と改め る。

三三四頁七行目から三三五頁四行目までを次のとおり改める。 4

「控訴人P85と同年同資格で入関したP8は、本件係争期間開始時における等級号棒 が、昭和二四年旧中、高校組の非組合員四八名のうちの最も低い七一六よりも更に 低い七一五であり(乙第三一八六号証及び弁論の全趣旨によれば、P8は、本件係争 期間開始時より前に、長期病気休暇により普通昇給が三九か月延伸されたことが認 められる。)、主任相当職に昇任したのが昭和四八年であり(右の非組合員のうち 昭和四八年に昇任したのは一名であり、それより遅く昇任したものは昭和五〇年の一名しかいない。)、五等級に昇格したのは昭和四九年(本件係争期間終了時の後)である(右の非組合員のうちそれより遅く五等級に昇格した者は一、二名しかいないと考えられる。)。そうすると、P8は、給与上、本件係争期間開始時においてに、オのよれる。)。その見てたの問題などは不知る。 て既に、右の非組合員のうちの最下位の処遇を受けている者以下の処遇を受けてい たが、その後も右の非組合員のほとんどの者より主任相当職への昇任や五等級への 昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了 時における処遇(六一一三)は、右の非組合員のうちの最も劣位の者と同程度であ ることが窺える。」
5 三三八頁一二行目の「勤務状況」を「出勤状況」と改める。
6 三三九頁一一行目から三四〇頁八行目までを次のとおり改める。

「昭和二五年に五級職の資格で大阪財務部に採用されたP9(昭和二六年入関)は、 本件係争期間開始時における等級が、昭和二五年五級組の非組合員九名のうちの四 名と同じ六等級であり(その余の五名は既に五等級になっていた。なお、乙第三・ 八七号証及び弁論の全趣旨によれば、P9は、本件係争期間開始時より前に、長期病気休暇により普通昇給が二一か月延伸されたことが認められるので、その号棒は、同じ六等級の非組合員の者よりも低位にあったことが窺える。)、主任相当職に昇任したのが昭和四七年、五等級に昇格したのは昭和四八年であり(乙第三一八七号証によれば、同年七月一日に六一一五から昇格したことが認められ、乙第九二号証 の一、二によれば、その当時、六一一五は双子号棒の上位号棒であることが認められる。)、昭和四二年までには全員が五等級に、本件係争期間終了時までには八名 が四等級以上に昇格した右の非組合員に比較し、昇任、昇格に五年以上の遅れがあ る。そうすると、P9は、給与上、本件係争期間開始時において既に、右の非組合員 よりも劣位の処遇を受けていたが、その後も主任、課長相当職への昇任や五、四等 級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期 間終了時における処遇 (五―一二) は、右の非組合員全員より相当低いといえ る。」

三四三頁九行目から三四四頁三行目までを次のとおり改める。

「昭和二五年に高校卒業の資格で高松財務部に採用された控訴人P32 (昭和二六年 入関)は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二五年高校組の非組合員 五五名のうちの五〇名と同じ七一七であったがそれより上位の者二名、下位の者三

名)、主任相当職に昇任したのは、右の非組合員のうち最も主任相当職への昇任が 遅かった者より三年遅い昭和四八年であり、五等級に昇格したのは、右の非組合員 のうち最も五等級への昇格が遅かった者より二、三年程度は遅いと考えられる昭和 四九年である(乙第三一八八号証によれば、同年一月一日に六一一四から昇格したことが認められ、乙第九二号証の一、二によれば、その当時、六一一四は双子号棒 の下位号棒であることが認められる。)。そうすると、控訴人P32は、給与上、本 件係争期間開始時においては、右の非組合員のうちの中位の処遇を受けている者と同程度の処遇を受けていたが、主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇 (五———)は、右の非組合員全員より相当低いことが窺える。」

三四五頁二行目の「前記五」を「前記第五の一」と改め、同頁九行目の「第一 〇五八号証」の次の「号証」を削除し、同頁―二行目から末行にかけての「第一八 五八号証」の次に「の一、二」を加え、三四六頁二行目の「一二月五日」を「一二 月一五日」と改める。

三五一頁四行目の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」と改め、同頁六行目から同頁一 一行目までを次のとおり改める。

「控訴人P32と同年同資格で入関した控訴人P25の本件係争期間開始時及び本件係 争期間終了時における各等級号棒は、控訴人P32と同じであるので、控訴人P25の 本件係争期間開始時及び本件係争期間終了時における非組合員との給与上の格差の 程度は、控訴人P32と同じである(このように、本件係争期間中の昇任、昇格の時 期が異なっていても、本件係争期間終了時における等級号棒が同一であるため、非組合員との格差が同一であるといえる場合には、以下「控訴人P32に同じ。」のように記載し、本件係争期間開始時における等級号棒に差異がある場合には、その旨 を指摘する。)。」

- 三五三頁六行目の「乙」の次に「第三一八九号証、」を加える。 1 0
- 三五五頁二行目の「第九一四号証、」の次に「九七二号証の一、」を加え 1 1 る。
- 1 2 三五七頁四行目の「(ただし、五等級昇格は昭和四八年七月)」を削除す る。
- 13 三五七頁六行目の「第六七九号」を「第六七九号証」と、三五八頁四行目の「45年10月13日」を「45年10月23日」とそれぞれ改める。
- 三五九頁六行目から三六〇頁二行目までを次のとおり改める。

「控訴人P32と同年同資格で入関したP10の本件係争期間終了時における等級号棒 は、六一一四であったのであるから、P10のその当時の非組合員との給与上の格差 の程度は、控訴人P32より更に大きかったといえる。なお、P10の本件係争期間開始時における等級号棒は控訴人P32と同じであり、乙第三一九二号証によれば、P10は、本件係争期間終了の翌日に五等級に昇格したことが認められる。」

- 15 三六二頁七行目の「(3)」を「(3)」と改める。 16 三六九頁一〇行目の「認められ、」から一二行目末尾までを「認められる。 控訴人P20の本件係争期間開始時における等級号棒は昭和二五年高校組の非組合員 の大多数の者より低い七一六であるが、それは、右の普通昇給の延伸が原因である と考えられる。」と改める。
- 17 三七二頁六行目冒頭から同頁九行目の「生じている。」までを「昭和二五年 に中学卒業(高校中退)の資格で入関したP11は、本件係争期間開始時における等 級号棒が、昭和二五年中学組の非組合員四名(七一四)より低い七一三であり、し かも、右の非組合員は、昭和四七年までに主任相当職に昇任し、その後二年後位ま でには五等級に昇格したと考えられるのに、昭和五四年四月一日現在未昇任、未昇 格である。そうすると、P11は、給与上、本件係争期間開始時においても既に、右 の非組合員全員より一号棒低い処遇を受けていたが、その後の主任相当職への昇任 や五等級への昇格がなかったこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一九)は、右の非組合員全員より極めて低いといえる。」と改め、同頁――行目の「しかも、」から三七三頁―行目末尾までを削除する。
- 三七三頁一二行目の「乙」の次に「第三一九五号証、」を加える。 18
- 三七五頁七行目から同頁一二行目までを次のとおり改める。

「P11と同年同資格で入関した控訴人P60は、本件係争期間開始時における等級号 棒が、P11と同じであり、しかも、昭和二五年中学組の非組合員より三年以上遅れ て本件係争期間終了時より後の昭和五〇年に主任相当職に昇任し、昭和五一年に五 等級に昇格したにすぎない。そうすると、控訴人P60は、給与上、本件係争期間開始時においても既に、右の非組合員全員より一号棒低い処遇を受けていたが、その 後の主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったこ とに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六―――)は、右の非組合 員全員より相当低いことが窺える。」

三七七頁九行目の「乙」の次に「第三一九六号証、」を加える。 20 三七八頁五行目から三七九頁四行目までを次のとおり改める。

「昭和二六年に六級職の資格で入関したP4は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二六年六級組の非組合員一八名全員(四等級が五名、五一五が一三名) より低い五一四であり(乙第三一九七号証及び弁論の全趣旨によれば、P4は、本件 係争期間開始時より前に、長期病気休暇や懲戒処分として減給処分を受けたことに より普通昇給が延伸されたことが認められる。)、四等級に昇格したのは右の非組 合員の最も遅い者より五年遅い昭和四七年である。そうすると、P4は、給与上、本件係争期間開始時において既に、右の非組合員全員より低い処遇を受けていたが、 その後も右の非組合員全員より大幅に昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(四一一一)は、右の非組合 員全員より極めて低いといえる。」

三八一頁末行の「乙」の次に「第三一九七号証、」を加える。 三八二頁七行目から三八三頁三行目までを次のとおり改める。

「昭和二六年に五級職の資格で入関した控訴人P121は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和二六年五級組の非組合員一二名全員(六一七が一名、六一六が一一名)より低い六一五であり(乙第三一九八号証及び弁論の全趣旨によれば、 控訴人P121は、本件係争期間開始時より前に、長期病気休暇により一五か月普通昇 給が延伸されたことが認められる。)、主任相当職に昇任したのは右の非組合員の 最も遅い者(ただし、不明の一名を除く。)より五年遅い昭和四七年であり、五等 級に昇格したのは右の非組合員の最も遅い者より五年遅い昭和四八年である(乙第 三一九八号証によれば、同年七月一〇日に六――四から昇格したことが認められ、 乙第九二号証の一、二によれば、その当時、六一一四は双子号棒の下位号棒であることが認められる。)。そうすると、控訴人P121は、給与上、本件係争期間開始時において既に、右の非組合員全員より低い処遇を受けていたが、その後も右の非組 合員全員より大幅に主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇 給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(五―――) は、右の非組合員全員より相当低いことが窺える。」

三八四頁六行目の「乙」の次に「第三一九八号証、」を加え、同頁八行目の 「五月一〇日」を「五月九日」と改める。 2.5 三八五頁二行目から同頁八行目までを次のとおり改める。

「控訴人P121と同年同資格で入関した控訴人P122は、本件係争期間開始時におけ る等級号棒が、昭和二六年五級組の非組合員のうちの一一名と同じ六一六であった が、主任相当職への昇任と五等級への昇格の年は、控訴人P121のそれと同じである (乙第三一九九号証によれば、昭和四八年二月一日に六一一六から昇格したことが認められ、乙第九二号証の一、二によれば、その当時、六一一六は双子号棒の下位号棒であることが認められる。)。そうすると、控訴人P122は、給与上、本件係争 期間開始時においては、右の非組合員のうちの平均的な処遇を受けている者と同程度の処遇を受けていたが、その後右の非組合員全員より大幅に主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件 係争期間終了時における処遇 (五一一二) は、右の非組合員全員より相当低いこと が窺える。」

三八七頁――行目の「42年」を「43年」と改める。

三八八頁九行目から三八九頁一行目までを次のとおり改める。

「昭和二六年に旧制専門学校卒業の資格で入関した控訴人P123は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二六年旧専組の非組合員一名と同じ六一五であったが、主任相当職に昇任したのは右の非組合員より五年遅い昭和四七年であり、五 等級に昇格したのは右の非組合員より四年程度遅いと考えられる昭和四八年である (乙第三二〇〇号証の一、二によれば、同年七月一〇日に六―一五から昇格したこ とが認められ、その当時、六一一五が双子号棒の上位号棒であることは、前記のとおりである。)。そうすると、控訴人P123は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より大幅に主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑 みると、本件係争期間終了時における処遇 (五一一一) は、右の非組合員より相当 低いとことが窺える。」

28 三九〇頁一二行目の「わったて」を「わたって」と改め、三九一頁七行目の 「原告P8の」の次に「(3)」を加える。

三九一頁――行目から三九二頁九行目までを次のとおり改める。

「昭和二六年に高校卒業の資格で入関した控訴人P124は、本件係争期間開始時に おける等級号棒が、昭和二六年高校組の非組合員一二〇名のうちの三名と同じ七一四であり(右の非組合員のうちこれより下位の者はいない。乙第三二〇一号証及び 弁論の全趣旨によれば、控訴人P124は、本件係争期間開始時より前に、長期病気休 暇により普通昇給が合計三三か月延伸されたことが認められる。)、主任相当職に 昇任したのは右の非組合員のうちの最も遅い者より二年遅い昭和四八年であり、五 等級に昇格したのは右の非組合員のうちの最も遅い者より一、二年程度遅いと考え られる昭和四九年(本件係争期間終了時より後)である。そうすると、控訴人P 124は、給与上、本件係争期間開始時において既に、右の非組合員の大多数の者より 低い処遇を受けていたが、その後も右の非組合員全員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争 期間終了時における処遇(六一一二)は、右の非組合員全員より極めて低いことが 窺える。」

三九二頁一一行目から一二行目にかけての「第三〇四」の次に「号証」を、 同頁末行の「第五一七号証」の次に「の」を、同頁末行から三九三頁一行目にかけての「第六七九号証」の次に「の」をそれぞれ加える。

3 1 三九五頁末行から三九六頁九行目までを次のとおり改める。 「控訴人P124と同年同資格で入関した控訴人P53は、本件係争期間開始時におけ る等級号棒が、昭和二六年高校組の非組合員のうちの一○五名と同じ七一六であり (これより上位の者六名、下位の者九名。)、本件係争期間中に一度特別昇給した が、主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうちの最も遅い者より二年遅い昭和 四八年であり、五等級に昇格したのは右の非組合員のうちの最も遅い者より一、二 年程度遅いと考えられる昭和四九年である(乙第三二〇二号証によれば、同年一月 一日に六等級一四号棒から昇格したことが認められ、その当時、六一一四が双子号 棒の下位号棒であることは、前記のとおりである。)。そうすると、控訴人P 53は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員の多くの者と同じ処 遇を受けていたが、その後右の非組合員全員より主任相当職への昇任や五等級への 昇格が遅れたことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇 (五一一一) は、右の非組合員全員よりやや低いことが窺える。」

三九八頁九行目の「三三九六号証」を「三四〇〇号証」と改める。 3 2

三九九頁三行目から同頁一二行目までを次のとおり改める。

「控訴人P124と同年同資格で入関したP12は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二六年高校組の非組合員のうちの六名と同じ七一五であり(これより上位の者一一名、下位の者三名。乙第三二〇三号証及び弁論の全趣旨によれば、 P12は、本件係争期間開始時より前に、長期病気休暇により二四か月普通昇給が延 伸されたことが認められる。)、主任相当職への昇任や五等級への昇格の年は、控訴人P124と同じである。そうすると、P12は、給与上、本件係争期間開始時におい て既に、右の非組合員の大多数の者より低い処遇を受けていたが、その後も右の非 組合員全員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一一三)は、 右の非組合員全員より相当低いことが窺える。」 34 四〇一頁一一行目から四〇二頁三行目までを次のとおり改める。

「控訴人P124と同年同資格で入関した控訴人P54は、本件係争期間開始時におけ 「控訴人P124と同年同貨格で人関した控訴人P54は、本件係事期間開始時における等級号棒、本件係争期間中に一度特別昇給したこと、主任相当職への昇任の年や五等級への昇格の年月日、昇格前の等級号棒は、控訴人P53と同じである。そうすると、控訴人P54は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員の多くの者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員全員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(五一一二)は、右の非組合員全員よりやや低いことが窺える。」 35 四〇四頁二行目から同頁六行目までを次のとおり改める。

「控訴人P53に同じ。なお、控訴人P47の本件係争期間開始時における等級号棒 は、昭和二六年高校組の非組合員のうちの最も上位の六名と同じ七一七であっ た。」

36 四〇七頁八行目から同一一頁行目までを次のとおり改める。

「控訴人P124と同年同資格で入関した控訴人P27は、本件係争期間開始時におけ る等級号棒、主任相当職への昇任や五等級への昇格の年は、控訴人P53と同じであ る(ただし、乙第三二〇六号証によれば、本件係争期間終了時の後の昭和四九年七 月一日に六一一四から昇格したことが認められ、乙第九二号証の一、二によれば、 その当時、六一一四は双子号棒の下位号棒であることが認められる。)。そうする と、控訴人P27は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員の多く の者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員全員より主任相当職への昇任 や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件 係争期間終了時における処遇 (六――四) は、右の非組合員全員より相当低いこと が窺える。」

四〇八頁六行目の「一四八二号証の一、」の次の「、」を削除する。 3 7

四〇九頁末行の「なお、」の次に「乙」を加え、四一〇頁一行目の「ま

た、」から同頁五行目末尾までを削除する。 39 四一〇頁九行目の「第三二八号証」、同頁一〇行目の「第六七九号証」及び 一行目の「74」の次にいずれも「の」を加える。

四一三頁一一行目の「しかし、」から四一四頁二行目末尾までを削除する。

4 1 四一五頁三行目の「同月24・25・26・28日」を「同月24・25・ 26日、同年5月28日」と改める。

四一六頁二行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。

「控訴人P124と同年同資格で入関した控訴人P125の本件係争期間終了時におけ る等級号棒は、五一一〇であったのであるから、控訴人P125のその当時の非組合員との給与上の格差の程度は、控訴人P53より更に大きかったといえる。なお、控訴 人P125の本件係争期間開始時における等級号棒は控訴人P53と同じである。」

43 四一九頁五行目の「乙」の次に「第三二〇九号証、」を加える。

四二〇頁二行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。

「控訴人P27に同じ。なお、控訴人P33の本件係争期間開始時における等級号棒 は控訴人P47と同じであり、乙第三二一〇号証によれば、控訴人P33は本件係争期間終了の翌日に五等級に昇格したことが認められる。」 45 四二三頁一一行目の「二〇二号証、」の次に「第七五一号証、」を加える。 46 四二五頁一二行目の「乙」の次に「第三二一〇号証、」を加える。 47 四二六頁七行目の「なお、」の次に「乙」を加え、同頁九行目から同頁一二

行目までを削除する。

四二九頁八行目冒頭から同頁末行の「低くなる。」までを「昭和二七年に四 級職の資格で入関した控訴人P126は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二七年四級組の非組合員二名と同じ七一六であり、主任相当職に昇任したのは右の非組合員二名より二年遅い昭和四八年であり、五等級に昇格したのは右の非組合員より一、二年程度遅いと考えられる昭和四九年(本件係争期間終了時より後)で 員より一、二年程度遅いと考えられる昭和四九年(本件係争期間終了時より後)である。そうすると、控訴人P126は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇任 や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件 係争期間終了時における処遇 (六一一四) は、右の非組合員より低いことが窺える。」と改め、四三〇頁一行目の「五等級に」の次に「昇格」を加える。

49 四三三頁三行目から四三四頁一行目までを次のとおり改める。 「昭和二七年に高校卒業の資格で入関した控訴人P127は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二七年高校組の非組合員六二名のうち六〇名と同じ七一五 であったが、主任相当職に昇任したのは右の非組合員二名と同じ昭和四八年であり (それより遅い者は二名にすぎない。)、五等級に昇格したのは右の非組合員のほ とんどの者より遅い昭和四九年(本件係争期間終了時より後)である(それより遅 い者は昇任も遅かった二名にすぎないと考えられる。)。そうすると、控訴人P 127は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員のほとんどの者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員のほとんどの者より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本 件係争期間終了時における処遇 (六――三) は、右の非組合員の劣位の者と同程度 であることが窺える。」

50 四三九頁九行目の「しかし、」から同頁一二行目末尾までを「なお、控訴人 P128の本件係争期間開始時における等級号棒は非組合員全員より上位である七一六 であった。」と改める。

四四四頁二行目の「乙」の次に「第三二一五号証、」を加える。

四四四頁一〇行目から四四五頁一行目までを次のとおり改める。

「控訴人P127と同年同資格で入関した控訴人P129は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒、主任相当職への昇任や五等級への昇格の年が控訴人P127と同じであ った(ただし、昇格は本件係争期間終了時より前)。そうすると、控訴人P129は、 給与上、本件係争期間開始時においては、昭和二七年高校組の非組合員のほとんど の者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員のほとんどの者より主任相当 職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みる その本件係争期間終了時における処遇(五一一〇)は、右の非組合員の劣位の 者と同程度であることが窺える。」

四四七頁五行目から六行目にかけての「昭和四八年」を「昭和四七年」と改 5 3 める。

四四九頁――行目冒頭から四五〇頁三行目の「低くなる。」までを「控訴人 P127と同年同資格で入関した控訴人P55は、本件係争期間開始時における等級号棒が控訴人P127と同じであり、本件係争期間中に二回特別昇給しているが、主任相当 職に昇任したのは昭和二七年高校組の非組合員のうちの二名と同じ昭和四七年であ り(それより遅い者は四名にすぎない。)、五等級に昇格したのは右の非組合員の ほとんどの者より遅い昭和四八年である(乙三二一七号証によれば、同年七月一日 に六一一四から昇格したことが認められ、その当時、六一一四が双子号棒の下位号 棒であることは、前記のとおりである。それより遅い者は昇任も遅かった四名にす であることは、前記のとおりである。それより遅い省は昇仕も遅からた四名にすぎないと考えられる。)。そうすると、控訴人P55は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員のほとんどの者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員のほとんどの者より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたものの、二回特別昇給していることに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(五一一一)は、右の非組合員の中位の者にやや劣る程度であることが窺える。」 と、同頁四行目から五行目にかけての「昇格」を「昇給」とそれぞれ改める。

56

四五一頁八行目の「45年」を「44年」と改める。 四五四頁四行目の「取外す」を「取外し」と改める。 四五五頁末行の「乙」の次に「第三二一八号証、」を加える。 四五六頁六行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。 5 7

「昭和二八年に五級職の資格で入関した控訴人P130は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和二八年五級組の非組合員二名(六一五)より低い七一七であ り、主任相当職に昇任したのが右の非組合員より六年遅い昭和四七年であり、五等 級に昇格したのは五年遅い昭和四八年である。そうすると、控訴人P130は、給与 上、本件係争期間開始時において既に、右の非組合員より低い処遇を受けていた その後も右の非組合員より大幅に主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れ か、その後も石の非組合員より入幅に土田田田職への新田に五寺版への井田が建れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(五一一)は、右の非組合員より相当低いことが窺える。」 59 四五九頁六行目の「第三三五五」を「第三四五五」と改める。 60 四六二頁九行目から四六三頁五行目までを次のとおり改める。

「昭和二八年に高校卒業の資格で入関した控訴人P109は、本件係争期間開始時に おける等級号棒が、昭和二八年高校組の非組合員六六名のうちの四一名と同じ七 五であったが、(その余の二五名は七一四)、主任相当職に昇任したのは右の非組 合員のうち最も遅い二名と同じ昭和四八年であり、五等級に昇格したのは右の非組 合員の最も遅い者とほぼ同じであると考えられる昭和四九年(本件係争期間終了時 より後)である。そうすると、控訴人P127は、給与上、本件係争期間開始時におい ては、右の非組合員の多数の者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員の ほとんどの者より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給 がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六―一三) は、右の非組合員の最も劣位の者と同程度であることが窺える。」

6 1

四六三頁一〇行目の「たのに」を「のに」と改める。四六四頁末行の「乙」の次に「第三二二一号証、」を、四六五頁二行目から 三行目にかけての「一一・五日、」の次に「昭和四四年に六・五日、」をそれぞれ 加える。

63 四六五頁八行目から四六六頁二行目までを次のとおり改める。

「控訴人P109と同年同資格で入関した控訴人P86は、本件係争期間開始時におけ る等級号棒が七一四であったが、主任相当職への昇任や五等級への昇格の年が控訴 人P109と同じであった。そうすると、控訴人P86は、給与上、本件係争期間開始時 においては、右の非組合員の相当数の者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非 組合員のほとんどの者より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び 特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一 -二)は、右の非組合員の最も劣位の者と同程度であることが窺える。」

四六六頁一〇行目の「第三二八号証」の次に「の」を加える。

6 5

四六九頁三行目の「乙」の次に「第三二二号証、」を加える。 四六九頁一〇行目の末尾の次に「なお、P5の本件係争期間開始時における等

級号棒は控訴人P109と同じである。」を加える。 67 四七一頁末行の「同年23」を「同月23」と、四七二頁二行目の「同12

月」を「同年12月」とそれぞれ改める。 68 四七三頁八行目の「乙」の次に「第三二二三号証、」を加える。 69 四七四頁一行目の「原告P86」を「P5」と、同頁三行目の「昇給するととも に」を「昇給し、昭和四九年七月一日に」とそれぞれ改める。

- 四七六頁三行目から同頁四行目までを削除する。 四八〇頁一〇行目の「原告 P86」を「P5」と改め、同頁——行目から同頁末 7 1 行までを削除する。
- 7 2
- 四八四頁四行目の「しかし、」から同頁六行目末尾までを削除する。 四八六頁三行目の「乙第三二二八号証」から同頁五行目末尾までを削除す 7 3 る。

四九一頁一行目から同頁五行目までを次のとおり改める。

「昭和三〇年に四級職の資格で入関した控訴人P131は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和三〇年四級組の非組合員四名と同じ七一四であったが、主任 相当職に昇任したのが右の非組合員の最も遅い者より二年遅い昭和四九年であり 五等級に昇格したのは右の非組合員の最も遅い者と同じか一年程度遅いと考えられ る昭和四九年(本件係争期間終了時より後)である。そうすると、控訴人P131は、 給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員と同じ処遇を受けていた が、その後右の非組合員より主任相当職への昇任が遅れたこと、五等級への昇格が 右の非組合員の最も遅い者と同じかこれより遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一一二)は、右の非組合 員の最も劣位の者よりやや低いことが窺える。」 75 四九五頁――行目から四九六頁四行目までを次のとおり改める。

「昭和三二年に四級職の資格で入関した控訴人P93は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和三二年四級組の非組合員三七名全員と同じ七一一であった が、主任相当職に昇任したのが右の非組合員の最も遅い者より一年遅い昭和四九年 (本件係争期間終了時より後)であり、五等級に昇格したのは右の非組合員の最も遅い者と同じか一年程度遅いと考えられる昭和五〇年である。そうすると、控訴人P93は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇任が遅れたこと、五等級への 昇格が右の非組合員の最も遅い者と同じかこれより遅れたこと及び特別昇給がなか ったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一九)は、右の非 組合員の最も劣位の者よりやや低いことが窺える。」 76 四九六頁六行目の「第二八〇号証」の次に「の」を加える。

四九八頁八行目の「第二八〇号証」の次に「の」を加える。 四九八頁四行目の「乙」の次に「第三二三〇号証、」を加える。 五〇三頁一〇行目の「乙」の次に「第三二三二号証、」を加える。 五〇七頁末行の「第三五一六」を「第三五一五」と改める。 五一三頁三行目から四行目にかけての「43年」を「42年」と改める。 78

7 9

80

五一五頁一一行目から同頁一二行目までを次のとおり改める。

「昭和三二年に三級職の資格で入関したP14(同年同資格で入関した非組合員の 「昭和二二年に三級職の資格で人関したP14(同年同資格で人関した非組合員の存在は認められない。)は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和三二年四級組の非組合員三七名全員と同じ七一一であったが(なお、昭和三二年高校組の非組合員三名は八一七である。)、主任相当職に昇任したのは昭和三二年四級組の非組合員のうち最も遅い者より二年遅い(昭和三二年高校組三名より二年遅い)昭和三二年高校組三名より同程度遅い)と考えられる昭和五一年である。 そうすると、P14は、給与上、本件係争期間開始時においては、昭和三二年四級組 の非組合員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇 任が遅れたこと、五等級への昇格が右の非組合員の最も遅い者と同じかこれより遅 れたこと(昭和三二年高校組と比較しても昇任、昇格が遅れたこと)及び特別昇給

がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一九)は、昭和三二年高校組の非組合員と比較してもやや低いことが窺える。」

五二三頁四行目の「7月13日」を「7月12日」と改める。

五二四頁九行目から同頁末行までを次のとおり改める。

「P14に同じ。なお、控訴人P57は、本件係争期間開始時における等級号棒が昭 和三二年高校組の非組合員三名と同じハー七であったが、本件係争期間中に一回特 別昇給した。」

8 4

4 五二六頁――行目の「乙」の次に「第三二四―号証、」を加える。 5 五二七頁三行目から同頁―〇行目までを次のとおり改める。 「昭和三二年に高校卒業の資格で入関した控訴人P132(ただし、乙三 によれば、控訴人P132は、当初行(二)職員として採用され、昭和三五年四月に行 (一) に切替えられたことが認められる。) は、本件係争期間開始時における等級 号棒が、昭和三二年高校組三名と同じ八一七であったが、主任相当職に昇任したの は右の非組合員より二年遅い昭和五〇年であり、五等級に昇格したのは右の非組合 員より一、二年程度遅いと考えられる昭和五一年である。そうすると、控訴人P 132は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこ と及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇 (六一八) は、右の非組合員よりやや低いことが窺える。」

8 7

、 八月は、行の作品日東ように、民のことが流たる。」 5 五三〇頁四行目の「(3)」を「(3)」と改める。 7 五三〇頁七行目の「弁論の全趣旨」を「乙第三二四二号証」と改める。 8 五三〇頁一二行目から五三一頁六行目までを次のとおり改める。 「昭和三三年に中級職の資格で入関した控訴人P133は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、七一三であり、本件係争期間終了時の等級号棒が六一一〇である が、同年同資格で入関した非組合員の存在を認めるに足りない。しかし、控訴人P 133が一回も特別昇給していないことからすると、本件係争期間終了時における右処 遇は、仮に同年同資格で入関した非組合員が存在するとした場合のその平均的な処

遇よりは、少なくともその分だけは低いことが窺われる。」 89 五三四頁五行目の「そん」を「その」と改める。 90 五三六頁九行目から同頁一二行目までを次のとおり改める。 「控訴人P133と同じ。なお、控訴人P134の本件係争期間開始時における等級号 棒は七一二であった。」

五四一頁八行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。

「昭和三三年に初級職の資格で入関した控訴人P135は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和三三年初級組の非組合員一三名のうちの九名と同じ八一七で あったが(その余の四名は八一六)、主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうち最も遅い一名と同じ昭和四九年(本件係争期間終了時より後)であり、五等級に昇格したのは右の非組合員の最も遅い者とほぼ同じであると考えられる昭和五〇年 である。そうすると、控訴人P135は、給与上、本件係争期間開始時においては、右 の非組合員の多数の者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員のほとんど の者より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかっ たことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一八)は、右の非組 合員の最も劣位の者と同程度であることが窺える。」

五四三頁末行から五四四頁三行目までを次のとおり改める。

「控訴人P135と同年同資格で入関した控訴人P88の本件係争期間終了時における 等級号棒は、六一七であるから、控訴人P88のその当時の非組合員との給与上の格 差の程度は、控訴人P135より更に大きかったといえる。なお、控訴人P88の本件係 争期間開始時における等級号棒は控訴人P135と同じである。」

- 五四七頁二行目の「乙」の次に「第三二四六号証、」を加える。
- 五五〇頁七行目の「(3)」を「(3)」と改める。 五五四頁八行目末尾の次に「なお、控訴人P89の本件係争期間開始時の等級 号棒は八一六である。」を加える。 96 五五六頁四行目の「原告P135」を「控訴人P89」と改める。 97 五五九頁七行目の「原告P135」を「控訴人P89」と改める。

- 五六二頁二行目の「八月一八日に」の次の「よれば」を削除し、同頁六行目 の「次に」を「次の」と改める。 99 五六二頁末行から五六三頁二行目までを次のとおり改める。
- 「昭和三三年に高校卒業の資格で入関した控訴人P136は、本件係争期間開始時に

おける等級号棒が、昭和三三年高校組の非組合員一五名全員と同じ八一五であり 主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうち九名と同じ昭和四九年(本件係争期 間終了時より後、その余の非組合員は、五名が昭和四八年、一名が昭和五一年)で あり、五等級に昇格したのは右の同じ年に昇任した非組合員とほぼ同じであると考 えられる昭和五〇年である。そうすると、控訴人P136は、給与上、本件係争期間開 始時においては、右の非組合員全員と同じ処遇を受けており、その後の主任相当職 への昇任や五等級への昇格についても非組合員の多数の者と同程度の処遇を受けて いるが、特別昇給がなかったため、少なくとも一回は特別昇給をしたと考えられる非組合員のうちの非違行為等のなかった多くの者に比較すると、その本件係争期間 終了時における処遇(六一七)は、やや低いことが窺える。」 100 五六四頁七行目の「12月1·3·4日」の次に「)」を加える。

五六四頁末行冒頭から五六五頁二行目から三行目にかけての「低くなって いる。」までを「控訴人P136と同年同資格で入関した控訴人P37の本件係争期間終 了時における等級号棒は、六一六であるから、控訴人P37のその当時の非組合員との給与上の格差の程度は、控訴人P136より大きかったといえる。なお、控訴人P37の本件係争期間開始時における等級号棒は控訴人P136と同じである。」と改め る。

五六七頁一二行目の「従わなかったことの」を「従わなかったことに」と 102 改める。

五六八頁八行目の「乙」の次に「第三二五三号証の一、」を加える。 103

103 五八八貝八打日の「乙」の次に「第三二五三号証の一、」を加える。 104 五七六頁一行目末尾の次に「を」を加え、同頁五行目の「によれば一、二、」を「の一、二」と改める。 105 五七七頁一行目冒頭から同頁六行目の「右乙号証」までを「控訴人P37に同じ。しかし、乙第三二五七号証」と改める。 106 五七七頁一〇行目の「第二八六号証」を「第三六六号証」と、五七八頁二

行目の「五3(四)」を「前記第五の一3(四)」とそれぞれ改める。

五八二頁九行目の「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇」と、五八三頁六行目の「で ぐのぼう」を「でくのぼう」とそれぞれ改める。

五八四頁四行目の「同期」から同頁七行目末尾までを「同年同資格で入関 した非組合員の存在を認めるに足りない。しかし、控訴人P137が一回も特別昇給していないことからすると、本件係争期間終了時における右処遇は、仮に同年同資格 で入関した非組合員が存在するとした場合のその平均的な処遇よりは、少なくとも

その分だけは低いことが窺われる。」と改める。 109 五八六頁四行目の「乙第三二五七号証」を「乙第三二五八号証」と改め る。

五八六頁――行目から五六七頁二行目までを次のとおり改める。

「昭和三四年に初級職の資格で入関した控訴人P113は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和三四年初級組の非組合員二一名のうちの一八名と同じ八一六 であったが(その余の三名は八一五)、主任相当職に昇任したのは右の非組合員の うち最も遅い二名(不明の一名を除く。)と同じ昭和五〇年であり(その余の一八 名は昭和四九年)、五等級に昇格したのは右の非組合員の最も遅い者とほぼ同じで あると考えられる昭和五一年である。そうすると、控訴人P113は、給与上、本件係 争期間開始時においては、右の非組合員の多数の者と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員のほとんどの者より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における 処遇(六一七)は、右の非組合員の多くの者よりやや低いことが窺える。」 五八七頁末行の「五3(四)」を「前記第五の一3(四)」と改める。 111 五八九頁九行目冒頭から五九〇頁一行目の「右乙号証」までを「控訴人P 113と同年同資格で入関した控訴人P98の本件係争期間終了時における等級号棒は、 六一六であるから、控訴人P98のその当時の非組合員との給与上の格差の程度は、 大一人であるから、控訴人と3600での当時の非組占員との指字工の格差の程度は、 控訴人P113より大きかったといえる。なお、控訴人P98の本件係争期間開始時にお ける等級号棒は控訴人P113と同じである。しかし、乙第三二六〇号証」と改める。 1 1 3 五九〇頁四行目の「乙第七一号証の一、五」を「乙第七一号証の一五」 と、五九二頁末行の「(2)」を「(3)」とそれぞれ改める。 五九六頁二行目から三行目にかけての「取外す」を「取外し」と改める。 115 五九八頁六行目の「一二月四日」を「一二月一日」と改める。 116 五九九頁六行目の「第二三六三号証」を「第三二六三号証」と、同頁九行目の「認めらる」を「認められる」とそれぞれ改め、同行末尾の次に「そのため、

控訴人P138の本件係争期間開始時の等級号棒は非組合員全員より低い八一五であっ た。」を加える。

- 117 六〇二頁三行目の「係争期間中」から同頁四行目の「同原告は、」までを 削除する。
- 六一三頁八行目の「原告P98」を「控訴人P138」と改める。 1 1 8
- 六一三頁一一行目の「第三〇九号証」の次に「の」を加える。
- 六一六頁一一行目の「乙」の次に「第三二六七号証、」を加える。 六一七頁五行目及び同頁一〇行目の各「〇〇〇〇」をいずれも「〇〇〇 121 〇」と改める。
- 122 六一九頁八行目から同頁一二行目までを次のとおり改める。

「昭和三四年に初級職の資格で入関し、昭和三七年に中級職の資格を取得した控 訴人P139は、本件係争期間開始時及び本件係争期間終了時における各等級号棒が、 控訴人P113と同じである(昭和三七年中級組の非組合員の存在は認められな い。)。したがって、控訴人P139は、昭和三四年初級組の非組合員と比較しても、 控訴人P113と同程度の給与上の格差があるといえる。」

- 六二三頁九行目の「乙」の次に「第三二七〇号証、」を加える。 六二四頁九行目の「二一月」を「一二月」と改める。 六二五頁八行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。
- 1 2 4

「昭和三四年に高校卒業の資格で入関したP15は、本件係争期間開始時における 等級号棒が、昭和三四年高校組の非組合員五名全員と同じ八一四であったが、主任 相当職に昇任したのは右の非組合員より二年遅い昭和五一年であり、五等級に昇格したのは右の非組合員より一、二年遅いと考えられる昭和五二年である。そうすると、P15は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員全員と同じ処 遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇任や五等級への昇格 が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時に おける処遇 (六一六) は、右の非組合員よりやや低いことが窺える。」

六二七頁三行目の「42年」を「47年」と改める。

六三〇頁八行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。

「昭和三五年に初級職の資格で入関した控訴人P140は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和三五年初級組の非組合員九名全員と同じ八一五であったが、 主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうち最も遅い一名より二年遅い昭和五二 年であり(非組合員八名は昭和四九年に昇任)、五等級に昇格したのは右の非組合 員の最も遅い者より一、二年程度遅いと考えられる昭和五四年である。そうする 控訴人P140は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員全員と 同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇任や五等級へ の昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終 了時における処遇 (六一六) は、右の非組合員よりやや低いことが窺える。」

六三七頁五行目の「第四突分室」を「第四突堤分室」と改める。 六四七頁一一行目の「乙」の次に「第三二七九号証の一、」を加える。

129

六五五頁五行目から同頁七行目までを次のとおり改める。 130

「昭和三五年に高校卒業の資格で入関した控訴人P141は、本件係争期間開始時に おける等級号棒が、昭和三五年高校組の非組合員一六名のうちの五名と同じ八一四 であったが(その余の一一名は八一三)、主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうち最も遅い二名と同じ昭和五一年であり、五等級に昇格したのは右の非組合員 の最も遅い者とほぼ同じであると考えられる昭和五二年である。そうすると、控訴 人P141は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員の上位の者と同 じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員のほとんどの者より主任相当職への昇 任や五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本 件係争期間終了時における処遇(六一五)は、右の非組合員の多くの者よりやや低 いことが窺える。」

- 六五五頁九行目の「第二五八号証」の前に「乙」を加える。 1 3 1

3 2 六五八頁八行目から同頁一〇行目までを次のとおり改める。 「昭和三六年に初級職の資格で入関した控訴人P74は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和三六年初級組の非組合員二七名全員と同じ八一四であった が、主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうちの一名と同じ昭和五一年であり (それより遅い非組合員は一名のみである。)、五等級に昇格したのは右の非組合 員の多くの者より一年程度遅いと考えられる昭和五二年である。そうすると、控訴 人 P 74は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員全員と同じ処遇

を受けていたが、その後右の非組合員のうちの多くの者より主任相当職への昇任や 五等級への昇格が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係 争期間終了時における処遇(六一五)も既に、右の非組合員のうちの多くの者より やや低く、劣位の少数の者と同程度であることが窺える。」

六五九頁一行目の「九月八日」を「九月一八日」と改める。

六六六頁四行目の「第三八二号証の一」の前に「乙」を加える。

六七四頁二行目から同頁六行目までを次のとおり改める。

「控訴人P74と同年同資格で入関した控訴人P42は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和三六年初級組の非組合員全員より低い八一三であったが、本件係争期間中に一回特別昇給し、その本件係争期間終了時における等級号棒は、その 余の同年同資格の第一審原告組合員等より一号棒高い六一六であることに鑑みる と、右処遇は、右の非組合員のうちの多くの者と同程度であることが窺える。」 六七八頁一一行目の「乙」の次に「第三二九〇号証、」を加える。 六八一頁一〇行目の「乙第一一三号証」を「成立に争いのない乙第 137 号証」と改める。 138 六八二頁五行目から同頁七行目までを削除する。 139 六八六頁三行目の「第三〇八号証に」を「第三〇八号証の」と改める。

- 六九八頁一一行目の「三八回」を「三九回」と改める。 141
- 1 4 2 七〇二頁一〇行目の「昭和四八年」を「昭和四七年」と改める。
- 七〇八頁一行目の「一五四七号証」の次に「の」を加え、七〇九頁七行目 1 4 3 から八行目にかけての「二五五九号証」の次の「、」を削除する。 144 七一〇頁七行目の「乙」の次に「第三三〇〇号証、」を加える。 145 七一五頁一二行目の「48年」の次に「12月」を加える。

- 146
- 七一七頁五行目の「中埠出張所」を「中埠頭出張所」と改める。七一九頁二行目の「乙」の次に「第三三〇三号証、」を加える。 147
- 七二五頁二行目の「(48年12月10・11日)」の次の「の」を削除 148 する。

149 七二六頁一一行目から七二七頁四行目までを次のとおり改める。

「昭和三六年に高校卒業の資格で入関した控訴人P80は、本件係争期間開始時における等級号棒が、昭和三六年高校組の非組合員二二名全員と同じ八一三であった が、主任相当職に昇任したのは右の非組合員のうち最も遅い一名より二年遅い昭和 五四年であり(非組合員のうちニー名は昭和五一年までに昇任)、五等級に昇格し たのは右の非組合員の最も遅い者より一、二年程度遅いと考えられる昭和五六年で ある。そうすると、控訴人P80は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員全員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと(なお、非組合員のほぼ全員の主任相当職への昇任が終わった昭和五一年は、本件係争期間終了時より二年後であることからする と、本件係争期間終了時より後の右昇任、昇格の遅れと本件係争期間終了時におけ る処遇の優劣との関係はある程度希薄であるといえるが、その間に全く相関関係が ないとは考えられない。)及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(七一七)も既に、右の非組合員より低いことが窺える。 なお、乙第三三〇八号証によれば、控訴人P80は、本件係争期間終了の翌日に六等 級に昇格したことが認められる。」 150 七三〇頁末行から七三一頁一行目までを次のとおり改める。

「控訴人P80と同年同資格で入関した控訴人P100は、本件係争期間開始時におけ る等級号棒が控訴人P80と同じであったが、主任相当職に昇任したのは右の非組合 員のうち最も遅い一名と同じで、非組合員の多くの者よりは二年遅れている昭和五 二年であり、五等級に昇格したのは右の非組合員の最も遅い者とほぼ同じと考えられる昭和五三年である(ただし、昇任と同様、非組合員の多くの者よりは、二年程度遅れていると考えられる。)。そうすると、控訴人P100は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員全員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員とはよび、の見ばめ五笠級のの見格が遅れたこと(このことと本供を 組合員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと(このことと本件係 争期間終了時の処遇の優劣との関係は控訴人P80に関して述べたとおりである。) 及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇 (六一四) も既に、右の非組合員よりやや低いことが窺える。」

七三二頁一二行目の「乙」の次に「第三三〇九号証、」を加える。

七三三頁六行目から同頁七行目までを次のとおり改める。 「控訴人P

100に同じ。」 153 七三五頁八行目の「乙」の次に「第三三一〇号証、」を加える。 〇〇日本、同百一一行日までを次のとおり改める。

「なお、控訴人P23は、入関日が昭和三六年六月二四日であるため、本件係争期 間開始時における等級号俸は控訴人P80より一号棒低い八一二であった。」 155 七四〇頁末行から七四一頁一行目までを次のとおり改める。

「なお、控訴人P45は、入関日が昭和三六年六月二四日であるため、本件係争期間開始時における等級号俸は控訴人P80より一号棒低い八一二であった。」

七四一頁末行の「第二六七六号証」の次に「の一」を加える。 七四三頁二行目冒頭から同頁七行目の「低くなっている。」までを「昭和 三七年に初級職の資格で入関した控訴人P24は、本件係争期間開始時における等級 号棒が、昭和三七年初級組の非組合員三二名全員と同じ八一三であったが、主任相 当職に昇任したのは右の非組合員のうちの最も遅い者より二年遅い昭和五四年であ り(非組合員のうちの三一名は、昭和五一年までに昇任したから、それらの者より は三年遅い。)、五等級に昇格したのも昇任と同程度遅いと考えられる昭和五六年 である。そうすると、控訴人P24は、給与上、本件係争期間開始時においては、右の非組合員全員と同じ処遇を受けていたが、その後右の非組合員全員より主任相当職への昇任や五等級への昇格が遅れたこと(このことと本件係争期間終了時の処遇 の優劣との関係は控訴人P80に関して述べたとおりである。)及び特別昇給がなか ったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(七一七)も既に、右 の非組合員全員より低いことが窺える。」と改める。

七四七頁四行目から五行目にかけての「集会覧表」を「集会一覧表」と改 158 める。

159 七四九頁二行目から同頁四行目までを次のとおり改める。

「昭和三七年に高校卒業の資格で入関した控訴人P142は、本件係争期間開始時に おける等級号棒が、昭和三七年高校組の非組合員一〇名全員と同じ八一一である。 しかし、本件係争期間中に特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間 終了時における処遇(七一六)は、少なくともその分だけ右の非組合員の多くの者より低いことが窺える(なお、控訴人P142が主任相当職に昇任したのは、昭和五二年までに昇任した右の非組合員のうち途中退職した一名を除く九名より遅れ、五等級に昇格したのも遅れていると考えられるが、昭和五二年は本件係争期間終了時よ り三年後であることからすると、本件係争期間終了時より後の右昇任、昇格の遅れ と本件係争期間終了時における処遇の優劣との関係は相当希薄であるといえ る。)。」

七五四頁七行目から同一〇行目までを次のとおり改める。

「昭和三八年に初級職の資格で入関した控訴人P143は、本件係争期間開始時にお ける等級号棒が、昭和三七年初級組の非組合員二八名全員と同じ八一二である。しかし、本件係争期間中に特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(七一六)は、少なくともその分だけ右の非組合員の多くの者より低いことが窺える〔なお、控訴人P143が主任相当職に昇任したのは、昭和五四年 までに昇任した右の非組合員のうち二七名(二二名は昭和五二年までに昇任し た。)より遅れ、五等級に昇格したのも遅れていると考えられるが、昭和五四年は 本件係争期間終了時より五年後である(昭和五二年をとっても三年後である。)ことからすると、本件係争期間終了時より後の右昇任、昇格の遅れと本件係争期間終了時における処遇の優劣との関係は相当希薄であるといえる。〕。」

七五五頁三行目の「74に」を「74の」と改める。 七五七頁一二行目の「乙」の次に「第三三一九号証、」を加える。 161 162

七六九頁六行目から同頁一二行目までを次のとおり改める。

「昭和三六年に高校卒業の資格で入関した控訴人P84は、本件係争期間開始時に おける等級号棒が、昭和三六年高校組の非組合員二八名全員より一号棒低い八一二であったが(入関日が九月五日であったためである。)、昭和三九年に中級職の資格を取得した。しかし、控訴人P84が主任相当職に昇任したのは昭和三七年に初級職の資格で入関し、昭和三九年に中級職の資格を取得した二名の者(昭和三九年中級組、ただし、この二名の本件係争期間開始時における等級号棒は、八一三であった。)とり二年遅い昭和五二年である(昭和三六年享校組の非組合員でも二一名は た。)より二年遅い昭和五二年である(昭和三六年高校組の非組合員でも二一名は 昭和五一年までに昇任している。なお、五等級に昇格した年は不明である。)。そ うすると、控訴人P84は、給与上、本件係争期間開始時においても、昭和三六年高 校組の非組合員全員より低い処遇を受けていたが、その後昭和三九年中級組の非組

合員より主任相当職への昇任が遅れたこと及び特別昇給がなかったことに鑑みると、その本件係争期間終了時における処遇(六一五)も既に、右の非組合員より低いことが窺える。」

164 七七二頁五行目から同頁六行目までを次のとおり改める。

## ー 勤務成績の評定の裁量性

国公法七二条一項は、「職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定し、これを受けた規則一〇一二(勤務評定の根本基準)第二条一項は、「勤務 には、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績(以下「勤務実績」と見いれた職員の性格、能力及び適性を公正に示すものでなければならない。」と規定している。これによると、神戸税関の職員の勤務成績の評定の権限が神戸税関長にあることは明らかであるところ、勤務成績の評定は、その事柄の性質上、平素がに、平素が関内の事情に通暁し、部下職員の指揮監督の衝にあたる神戸税関長の裁量にあたるければ到底適切になしえないというべきであるから、神戸税関しておければならない。

二 非違行為及び出勤状況と勤務成績の関係

## 1 非違行為と勤務成績との関係

当裁判所の非違行為と勤務成績との関係についての認定、判断は、次のとおり (頁数は原判決の頁数を示す。)訂正するほか、この点についての原判決の認定、 判断(七七六頁三行目から七八四頁八行目まで)のとおりであるから、これを引用 する。

(二) 七八四頁六行目の「考慮され」から同頁八行目末尾までを「考慮されることがありうるのは当然である。したがって、このような非違行為を行った者については、その非違行為が存在する故をもって、勤務成績が良好であることについての監督する地位にある者の証明が得られずに普通昇給が延伸されることもあり得ることであり、また、八等級から七等級に昇格する際の短縮措置が受けられないことや

九七号証及び弁論の全趣旨によれば、本件係争期間中、前記のP11の外にも、控訴 人P33、同P144、同P145、同P133、同P38、同P113、同P98、同P114、同P 67及び同P43が、成績不良を理由として、普通昇給を延伸された(控訴人P133は六 か月、その余の者は三か月)ことが認められ、また、前掲甲第七九号証、乙第三二六〇ないし三二六二号証、第三二六四ないし三二六六号証、第三二七〇、三二七一 号証、控訴人 P 20の本人尋問の結果(第一回)によれば、本件係争期間中、控訴人 P98、同P99、同P146、同P114、同P6、同P147、同P39及び同P115は、八等級 から七等級に昇格する際の短縮措置の短縮期間を三か月短縮されたことが認められ る。〕、そこまでには至らないまでも、昇任、昇格及び特別昇給をさせるべき職員 の選定に際し、そのような非違行為のない職員に対し、劣位に取り扱われることも 当然あり得ることであり、成績主義を根本基準とする任用及び給与制度のもとにお いて、そのような取扱いは何ら違法でも、不当でもないことは明らかである。」と 改める。

## 出勤状況と勤務成績との関係

当裁判所の出勤状況と勤務成績との関係についての判断は、この点についての原 判決の判断(七八四頁一〇行目から七八六頁一〇行目まで)のとおりであるから、 これを引用する。

第一審原告組合員等の勤務成績が、個別的あるいは全体的にみて、非組合員の それより劣っていないといえるか否か

前記のとおり、非組合員の本件係争期間中の勤務実績や能力等を明らかにするに 足りる証拠はないし、また、第一審原告組合員等の勤務実績や能力等についても、 前記認定の非違行為や出勤状況を除き、これを明らかにするに足りる適確な証拠は ないから、第一審原告組合員等各自の勤務成績が、その比較対照した同年同資格で 入関した非組合員のうちの平均的な処遇を受けている者あるいは最も劣位の処遇を 受けている者のそれより劣っていないことが証明されたとまではいえず、また、第 -審原告組合員等の勤務成績が、集団的、全体的にみて、非組合員のそれより劣っ ていないことが証明されたとまでもいえない。

かえって、第一審原告組合員等の多くの者は、前記認定のとおり、本件係争期間 中、控訴人組合の活動の一環として非違行為を繰り返し行っていたものであること に鑑みると、神戸税関長は、右のような非違行為を行った第一審原告組合員等の勤 務成績を、その者のその余の出勤状況等を含む勤務実績、能力等と併せて総合考慮 して、このような非違行為を行っていない非組合員の多くの者のそれより劣位に評 定したであろうと考える余地は十分あるところ、勤務成績の評定の裁量性や非違行為と勤務成績との関係につき前述したところからすると、神戸税関長が右のような勤務成績の評定を行ったとしても、それをもって神戸税関長がその有する勤務成績の評定になったとしても、それをもって神戸税関長がその有する勤務成績の評定になった。 組合員であることを理由として、恣意的な勤務成績の評定を行ったものであるとい うことはできない。

なお、第一審原告組合員等の中には、非違行為が極めて少ないか、あるいは非違 行為を行った時期がごく限られている上、出勤状況に格別問題がみられない者(控 訴人P36、同P148、同P139、同P74、同P79、同P24、P7、P18) もいるとこ ろ、これらの者については、その点に関する限り、他の同年同資格で入関した第一 審原告組合員等に比較し、勤務成績が良好であるといえる。しかしながら、必ずし もそのことが、右の第一審原告組合員等の勤務成績が非組合員のうちの平均的な処 遇を受けている者あるいは最も劣位の処遇を受けている者のそれより劣っていない ことに結びつくことにはならない。

四 第一審原告組合員等の昇任、昇格と非違行為との因果関係 第一審原告組合員等各自の昇任、昇格、昇給の推移等とその非違行為の時期、回数を比較すると、第一審原告組合員等の中には、その直前の勤務成績の評定期間中に多くの非違行為を行ったにもかかわらず、昇任や昇格をしている者がいることが 明らかである。しかしながら、このことから直ちに、控訴人らが主張するように、 第一審原告組合員等の昇任、昇格は、その非違行為とは無関係になされたものであ るということはできない。けだし、証人P51の証言及び弁論の全趣旨によれば、神 戸税関長は、昇任、昇格させる職員の選考に際しては、昇任させようとする官職や 昇格させようとする等級の定数枠、必要在級年数や必要経験年数等を考慮した上、

昇任、昇格の対象となる職員の学歴、資格、それまでの経歴、執務能力、勤務成績 (現在の官職、等級にあった全期間を通じてのもの)等を総合勘案していることが 認められるが、このような選考の仕方からすると、非違行為を行うなど直前の勤 成績に問題がある職員であっても、その職員に、同年同資格で入関した他の職員 比較して現在の官職に昇任したり、現在の等級に昇格した後相当長期間経過しるような事情のある場合などには、昇任、昇格させることもありうるといえるると るような事情のある場合などには、昇任、昇格させることもありらるといえる である。昇任、昇格につき右のような取扱いがなされることがあるからといっ 非違行為の存在が勤務成績の評価において不利な事情として考慮され、これが 任、昇格に影響を及ぼすものであることが否定されるものでないことは明らかである。

五 神戸税関長が、本件係争期間中、昇任、昇格、昇給について第一審原告組合員 等を差別扱いしたといえるか否か

第一審原告組合員等は、本件係争期間終了時において、前記第三の三、四で検討したとおり、集団的、全体的にみて、非組合員との間に給与上の格差があり、また、前記第六の三で検討したとおり、個別的にみても、給与上程度の差はあるものの、同年同資格で入関した非組合員の劣位の者と同程度あるいは右の非組合員全員より劣る処遇を受けていたといえる(ただし、同年同資格で入関した非組合員の多くの者と同程度の処遇を受けていた控訴人P42は除く。)。

控訴人らは、第一審原告組合員等が本件係争期間終了時において非組合員より給与上劣る処遇を受けていたのは、神戸税関長から、控訴人組合の組合員であることを理由として、昇任、昇格、昇給につき不当な差別扱いを受けたためであると主張する。

自の勤務成績を評定し、これを昇任、昇給、特別昇給等をさせる者の選定に反映させた結果にすぎないとみる余地は十分あるといえる。このような見方を否定して、第一審原告組合員等の右処遇は、神戸税関長が、第一審原告組合員等を控訴人組合の組合員であることを理由として、昇任、昇格、特別昇給等につき不利益扱いしたもので、その裁量権の範囲を超え、これを濫用した結果であることを窺わせる事情を認めるに足りる証拠はない。 第八 結論

以上によると、その余の点につき検討するまでもなく、控訴人らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。したがって、これと同旨の原判決中控訴人らに関する部分は相当であって、本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 山本矩夫 林泰民 谷口幸博)

別紙当事者目録、損害額一覧表、入関年月日及び資格等一覧表、等級号俸推移追加表、昇任年等一覧表 省略